

令和３年長浜市議会１２月定例会

議案書

- ３ 令和３年度長浜市一般会計補正予算（第８号）
- 33 令和３年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）
- 42 令和３年度長浜市病院事業会計補正予算（第２号）
- 46 令和３年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第１号）
- 51 長浜市公共施設等総合管理基金条例の制定について
- 54 長浜市環境と社会経済の好循環創造基金条例の制定について
- 57 長浜市基金の整理に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 60 長浜市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 63 長浜市職員退職手当条例の一部改正について
- 66 長浜市手数料条例の一部改正について
- 71 長浜市国民健康保険条例の一部改正について
- 74 長浜市福祉ステーション条例の一部改正について
- 75 長浜市勤労者福祉施設条例の一部改正について
- 76 長浜市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
- 77 長浜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部改正について
- 78 長浜市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 116 高月福祉ステーションの指定管理者の指定について
- 117 木之本福祉ステーションの指定管理者の指定について
- 118 長浜市曳山博物館の指定管理者の指定について
- 119 小谷城戦国歴史資料館の指定管理者の指定について
- 120 木之本スポーツ広場の指定管理者の指定について
- 121 大見いこいの広場の指定管理者の指定について
- 122 長浜バイオインキュベーションセンターの指定管理者の指定について
- 123 長浜勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について
- 124 田根まちづくりセンターの指定管理者の指定について
- 125 びわまちづくりセンター等の指定管理者の指定について
- 126 北郷里まちづくりセンター等の指定管理者の指定について
- 127 神田まちづくりセンターの指定管理者の指定について
- 128 六荘まちづくりセンターの指定管理者の指定について
- 129 余呉まちづくりセンター等の指定管理者の指定について
- 130 西浅井まちづくりセンター等の指定管理者の指定について

- 131 慶雲館の指定管理者の指定について
- 132 長浜市地域福祉センターの指定管理者の指定について
- 133 長浜文化芸術会館及び浅井文化ホールの指定管理者の指定について
- 134 木之本スティックホールの指定管理者の指定について
- 135 財産の譲渡について
- 136 財産の譲渡について
- 137 財産の処分について

令和 3 年度長浜市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 3 年度長浜市一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8 5 5，9 7 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 5，5 2 5，8 6 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

長浜市長 藤井 勇治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		261,741	975	262,716
	1 分担金	14,373	975	15,348
14 国庫支出金		8,357,217	592,822	8,950,039
	1 国庫負担金	6,026,569	392,395	6,418,964
	2 国庫補助金	2,299,782	200,427	2,500,209
15 県支出金		3,877,849	48,452	3,926,301
	1 県負担金	2,000,270	45,037	2,045,307
	2 県補助金	1,547,075	3,415	1,550,490
16 財産収入		345,888	63,022	408,910
	2 財産売払収入	148,972	63,022	211,994
19 繰越金		354,847	150,699	505,546
	1 繰越金	354,847	150,699	505,546
歳入合計		54,669,898	855,970	55,525,868

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		269, 770	590	270, 360
	1 議会費	269, 770	590	270, 360
2 総務費		5, 674, 408	2, 162	5, 676, 570
	1 総務管理費	4, 666, 577	20, 532	4, 687, 109
	2 徴税費	406, 044	76	406, 120
	3 戸籍住民基本台帳費	357, 472	△18, 045	339, 427
	4 選挙費	202, 102	1, 071	203, 173
	5 統計調査費	13, 752	△1, 534	12, 218
	6 監査委員費	28, 461	62	28, 523
3 民生費		20, 739, 593	196, 075	20, 935, 668
	1 社会福祉費	10, 411, 343	162, 427	10, 573, 770
	2 児童福祉費	8, 364, 636	40, 287	8, 404, 923
	3 生活保護費	1, 963, 614	△6, 639	1, 956, 975
4 衛生費		5, 607, 963	543, 015	6, 150, 978
	1 保健衛生費	5, 607, 963	543, 015	6, 150, 978
6 農林水産業費		2, 196, 777	18, 652	2, 215, 429
	1 農業費	1, 996, 423	18, 652	2, 015, 075
7 商工費		1, 442, 129	△4, 873	1, 437, 256
	1 商工費	1, 442, 129	△4, 873	1, 437, 256
8 土木費		6, 236, 407	△13, 165	6, 223, 242
	1 土木管理費	366, 654	12, 495	379, 149
	2 道路橋梁費	1, 726, 547	5, 022	1, 731, 569
	3 河川費	350, 456	△2, 019	348, 437
	4 都市計画費	2, 751, 384	△25, 183	2, 726, 201
	5 住宅費	1, 041, 366	△3, 480	1, 037, 886
10 教育費		5, 632, 043	31, 737	5, 663, 780
	1 教育総務費	1, 238, 137	48, 348	1, 286, 485
	2 小学校費	931, 410	△8	931, 402
	4 幼稚園費	658, 366	△6, 510	651, 856
	5 社会教育費	917, 419	△16, 496	900, 923
	6 保健体育費	1, 532, 525	6, 403	1, 538, 928
12 公債費		4, 510, 747	81, 777	4, 592, 524
	1 公債費	4, 510, 747	81, 777	4, 592, 524
歳 出 合 計		54, 669, 898	855, 970	55, 525, 868

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種推進事業	401,075
10 教育費	6 保健体育費	学校給食センター管理運営事業	7,000

第3表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
大見いこいの広場指定管理料	令和4年度から令和6年度まで	13,206千円
六荘まちづくりセンター指定管理料	令和4年度から令和8年度まで	82,300千円
北郷里まちづくりセンター等指定管理料	令和4年度から令和8年度まで	68,070千円
神田まちづくりセンター指定管理料	令和4年度から令和8年度まで	66,425千円
田根まちづくりセンター指定管理料	令和4年度から令和6年度まで	30,582千円
びわまちづくりセンター等指定管理料	令和4年度から令和6年度まで	57,438千円
余呉まちづくりセンター等指定管理料	令和4年度から令和8年度まで	65,695千円
西浅井まちづくりセンター等指定管理料	令和4年度から令和8年度まで	109,205千円
長浜市地域福祉センター指定管理料	令和4年度から令和13年度まで	41,460千円
高月福祉ステーション指定管理料	令和4年度から令和8年度まで	58,780千円
木之本福祉ステーション指定管理料	令和4年度から令和8年度まで	57,185千円
長浜勤労者総合福祉センター指定管理料	令和4年度から令和8年度まで	46,020千円
長浜バイオインキュベーションセンター指定管理料	令和4年度から令和8年度まで	28,225千円
慶雲館指定管理料	令和4年度から令和8年度まで	44,560千円
防災緊急告知ラジオ購入業務	令和3年度から令和4年度まで	3,000千円
長浜文化芸術会館及び浅井文化ホール指定管理料	令和4年度から令和8年度まで	256,555千円
木之本スティックホール指定管理料	令和4年度から令和8年度まで	72,260千円
長浜市曳山博物館指定管理料	令和4年度から令和6年度まで	85,896千円
小谷城戦国歴史資料館指定管理料	令和4年度から令和8年度まで	28,910千円
木之本スポーツ広場指定管理料	令和4年度から令和8年度まで	17,650千円

令和 3 年度長浜市一般会計
補正予算（第 8 号）説明書

歳入

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

目	補正前の額	補 正 額	計
6 農林水産業費分担金	14,373	975	15,348
計	14,373	975	15,348

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費国庫負担金	5,400,831	90,075	5,490,906
4 衛生費国庫負担金	625,738	302,320	928,058
計	6,026,569	392,395	6,418,964

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費国庫補助金	877,711	4,598	882,309
4 衛生費国庫補助金	100,152	195,829	295,981
計	2,299,782	200,427	2,500,209

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費県負担金	1,999,162	45,037	2,044,199
計	2,000,270	45,037	2,045,307

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費県補助金	616,287	404	616,691
6 農林水産業費県補助金	537,637	3,011	540,648
計	1,547,075	3,415	1,550,490

(款) 16 財産収入

(項) 2 財産売払収入

目	補正前の額	補 正 額	計
2 物品売払収入	0	63,022	63,022
計	148,972	63,022	211,994

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 農業費分担金	975	中山間地域整備事業費分担金	975

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 しょうがい者福祉費負担金	90,075	自立支援給付費負担金	60,724
		障害児給付費負担金	29,351
1 保健衛生費負担金	302,320	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	302,320

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 児童福祉費補助金	4,598	子ども・子育て支援事業費補助金	4,598
1 保健衛生費補助金	195,829	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	195,829

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 しょうがい者福祉費負担金	45,037	自立支援給付費負担金	30,362
		障害児給付費負担金	14,675

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 しょうがい者福祉費補助金	404	精神しょうがい者医療費助成事業補助金	404
2 農業振興費補助金	3,011	担い手農地集積促進事業費補助金	3,011

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 物品売払収入	63,022		

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	354,847	150,699	505,546
計	354,847	150,699	505,546

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 前年度繰越金	150,699	

歳出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	269, 770	590	270, 360				590
計	269, 770	590	270, 360				590

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	1,786,855	19,001	1,805,856				19,001
7 支所費	854,174	1,531	855,705				1,531
計	4,666,577	20,532	4,687,109				20,532

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 税務総務費	306, 300	76	306, 376				76
計	406, 044	76	406, 120				76

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
1 戸籍住民基本台帳費	357, 472	△18, 045	339, 427				△18, 045
計	357, 472	△18, 045	339, 427				△18, 045

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	888	□職員給与費（6人） 590
3 職員手当等	△518	給料 888
4 共 済 費	220	職員手当等 △518 共済費 220

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	17,448	□職員給与費（111人） 19,001
3 職員手当等	△1,866	給料 17,448
4 共 済 費	3,419	職員手当等 △1,866 共済費 3,419
2 給 料	△2,218	□職員給与費（91人） 1,531
3 職員手当等	△1,343	給料 △2,218
4 共 済 費	5,092	職員手当等 △1,343 共済費 5,092

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	820	□職員給与費（38人） 76
3 職員手当等	△983	給料 820
4 共 済 費	239	職員手当等 △983 共済費 239

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△11,863	□職員給与費（16人） △18,045
3 職員手当等	△4,078	給料 △11,863
4 共 済 費	△2,104	職員手当等 △4,078 共済費 △2,104

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 選挙管理委員会費	83,102	1,071	84,173				1,071
計	202,102	1,071	203,173				1,071

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
1 統計調査総務費	6, 652	△1, 534	5, 118				△1, 534
計	13, 752	△1, 534	12, 218				△1, 534

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 監査委員費	28,461	62	28,523				62
計	28,461	62	28,523				62

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
1 社会福祉総務費	3,398,242	△16,240	3,382,002				△16,240
2 地域総合センター費	86,268	△7,194	79,074				△7,194
3 しょうがい福祉費	3,873,735	185,861	4,059,596	135,516			50,345

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△162	□職員給与費（3人） 1,071
3 職員手当等	1,094	給料 △162
4 共 済 費	139	職員手当等 1,094
		共済費 139

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△391	□職員給与費（1人） △1,534
3 職員手当等	△948	給料 △391
4 共 済 費	△195	職員手当等 △948
		共済費 △195

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△33	□職員給与費（3人） 62
3 職員手当等	2	給料 △33
4 共 済 費	93	職員手当等 2
		共済費 93

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△8,772	□職員給与費（64人） △16,240
3 職員手当等	△6,040	給料 △8,772
4 共 済 費	△1,428	職員手当等 △6,040
		共済費 △1,428
2 給 料	△3,214	□職員給与費（6人） △7,194
3 職員手当等	△3,079	給料 △3,214
4 共 済 費	△901	職員手当等 △3,079
		共済費 △901
19 扶 助 費	185,861	□しょうがい者自立支援給付事業費 180,150
		扶助費 180,150

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
計	10,411,343	162,427	10,573,770	135,516			26,911

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 児童福祉総務費	2,979,285	△2,540	2,976,745	4,598			△7,138
4 保育所費	1,891,294	△5,794	1,885,500				△5,794
5 認定こども園費	3,024,000	48,621	3,072,621				48,621
計	8,364,636	40,287	8,404,923	4,598			35,689

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 生活保護総務費	163,614	△6,639	156,975				△6,639
計	1,963,614	△6,639	1,956,975				△6,639

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 保健衛生総務費	3,853,405	△5,740	3,847,665				△5,740

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		□精神しょうがい者医療費助成事業費 5,711
		扶助費 5,711

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△3,972	□職員給与費（19人） △7,138
3 職員手当等	△2,667	給料 △3,972
4 共 済 費	△499	職員手当等 △2,667
12 委 託 料	4,598	共済費 △499
		□児童手当支給事業費 4,598
		情報システム委託料 4,598
2 給 料	△6,141	□職員給与費（53人） △5,794
3 職員手当等	566	給料 △6,141
4 共 済 費	△219	職員手当等 566
		共済費 △219
2 給 料	15,313	□職員給与費（187人） 48,621
3 職員手当等	19,334	給料 15,313
4 共 済 費	13,974	職員手当等 19,334
		共済費 13,974

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△958	□職員給与費（19人） △6,639
3 職員手当等	△5,048	給料 △958
4 共 済 費	△633	職員手当等 △5,048
		共済費 △633

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△2,201	□職員給与費（19人） △5,740
3 職員手当等	△3,366	給料 △2,201

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 予防接種費	1,027,298	498,149	1,525,447	498,149			
8 保健センター費	401,433	50,606	452,039				50,606
計	5,607,963	543,015	6,150,978	498,149			44,866

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 農業総務費	325,209	△10,876	314,333				△10,876
3 農業振興費	371,129	3,011	374,140	3,011			
5 農地費	1,276,610	26,517	1,303,127			975	25,542
計	1,996,423	18,652	2,015,075	3,011		975	14,666

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4 共 済 費	△173	職員手当等 共済費	△3,366 △173
1 報 酬	15,331	□新型コロナウイルスワクチン接種推進事業費	498,149
3 職員手当等	8,947	報酬	15,331
4 共 済 費	2,071	職員手当等	8,947
8 旅 費	266	共済費	2,071
10 需用費	6,593	旅費	266
11 役 務 費	5,204	消耗品費	2,000
12 委託料	456,291	燃料費	158
13 使用料及び賃借料	3,446	印刷製本費	3,639
		光熱水費	796
		通信運搬費	1,872
		広告料	819
		手数料	1,958
		筆耕翻訳料	555
		予防接種委託料	454,975
		駐車場整理委託料	1,316
		使用料及び賃借料	3,446
2 給 料	22,111	□職員給与費（46人）	50,606
3 職員手当等	17,844	給料	22,111
4 共 済 費	10,651	職員手当等 共済費	17,844 10,651

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△5,639	□職員給与費（38人）	△10,876
3 職員手当等	△5,398	給料	△5,639
4 共 済 費	161	職員手当等 共済費	△5,398 161
18 負担金、補助及び交付金	3,011	□持続可能な農業経営支援事業費 農地集積協力事業交付金	3,011 3,011
18 負担金、補助及び交付金	22,925	□土地改良事業費	22,925
		県営かんがい排水事業負担金	21,950
27 繰 出 金	3,592	県営中山間地域総合整備事業負担金	975
		□農業集落排水事業特別会計繰出金	3,592

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 商工総務費	242, 314	△4, 873	237, 441				△4, 873
計	1, 442, 129	△4, 873	1, 437, 256				△4, 873

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
1 土木総務費	324, 856	12, 495	337, 351				12, 495
計	366, 654	12, 495	379, 149				12, 495

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
1 道路橋梁総務費	214,785	5,022	219,807				5,022
計	1,726,547	5,022	1,731,569				5,022

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 河川総務費	73,606	△2,019	71,587				△2,019
計	350,456	△2,019	348,437				△2,019

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△1,915	□職員給与費（31人）△4,873
3 職員手当等	△2,259	給料△1,915
4 共 済 費	△699	職員手当等△2,259
		共済費△699

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	4,733	□職員給与費（34人）12,495
3 職員手当等	4,415	給料4,733
4 共 済 費	3,347	職員手当等4,415
		共済費3,347

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	2,757	□職員給与費（20人）5,022
3 職員手当等	667	給料2,757
4 共 済 費	1,598	職員手当等667
		共済費1,598

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△655	□職員給与費（3人）△2,019
3 職員手当等	△1,374	給料△655
4 共 済 費	10	職員手当等△1,374
		共済費10

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 都市計画総務費	2,183,795	△25,183	2,158,612				△25,183
計	2,751,384	△25,183	2,726,201				△25,183

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 住宅管理費	1,036,697	△3,480	1,033,217				△3,480
計	1,041,366	△3,480	1,037,886				△3,480

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内 訳
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
2 事務局費	829,931	48,348	878,279				48,348
計	1,238,137	48,348	1,286,485				48,348

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 小学校管理費	526, 508	△8	526, 500				△8
計	931, 410	△8	931, 402				△8

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△13,586	□職員給与費（22人）△25,183
3 職員手当等	△7,624	給料△13,586
4 共 済 費	△3,973	職員手当等△7,624 共済費△3,973

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△804	□職員給与費（7人）△3,480
3 職員手当等	△2,630	給料△804
4 共 済 費	△46	職員手当等△2,630 共済費△46

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	18,431	□職員給与費（91人）48,348
3 職員手当等	17,900	給料18,431
4 共 済 費	12,017	職員手当等17,900 共済費12,017

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△19	□職員給与費（1人）△8
3 職員手当等	△7	給料△19
4 共 済 費	18	職員手当等△7 共済費18

(款) 10 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 幼稚園管理費	658,366	△6,510	651,856				△6,510
計	658,366	△6,510	651,856				△6,510

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 生涯学習費	195,062	1,643	196,705				1,643
6 文化施設費	353,577	△17,780	335,797				△17,780
8 図書館費	259,413	△359	259,054				△359
計	917,419	△16,496	900,923				△16,496

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 学校給食費	1,001,819	6,403	1,008,222				6,403
計	1,532,525	6,403	1,538,928				6,403

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△3,956	□職員給与費（43人）	△6,510
3 職員手当等	△3,773	給料	△3,956
4 共 済 費	1,219	職員手当等	△3,773
		共済費	1,219

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	219	□職員給与費（2人）	1,643
3 職員手当等	1,119	給料	219
4 共 済 費	305	職員手当等	1,119
		共済費	305
2 給 料	△9,189	□職員給与費（11人）	△17,780
3 職員手当等	△6,005	給料	△9,189
4 共 済 費	△2,586	職員手当等	△6,005
		共済費	△2,586
2 給 料	19	□職員給与費（11人）	△359
3 職員手当等	△981	給料	19
4 共 済 費	603	職員手当等	△981
		共済費	603

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△136	□職員給与費（5人）	△597
3 職員手当等	△544	給料	△136
4 共 済 費	83	職員手当等	△544
10 需 用 費	7,000	共済費	83
		□学校給食センター管理運営事業費	7,000
		修繕料	7,000

(款) 12 公債費

(項) 1 公債費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 元金	4,192,167	79,184	4,271,351			63,022	16,162
3 公債諸費	100	2,593	2,693				2,593
計	4,510,747	81,777	4,592,524			63,022	18,755

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
22 償還金、利子 及び割引料	79,184	☐ 長期債元金 繰上償還元金	79,184 79,184
21 補償、補填及 び賠償金	2,593	☐ 公債諸費 市債繰上償還補償金	2,593 2,593

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末 手当 (千円)	支給率 (月分)	地域 手当 (千円)	その他 の 手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	3		28,200	9,447	3.35		48	37,695	7,069	44,764	
	議 員	25	112,440		37,668	3.35			150,108	37,634	187,742	
	その他の特別職	1,578	76,585						76,585		76,585	
	計	1,606	189,025	28,200	47,115			48	264,388	44,703	309,091	
補正前	長 等	3		28,200	9,447	3.35		48	37,695	7,069	44,764	
	議 員	25	112,440		37,668	3.35			150,108	37,634	187,742	
	その他の特別職	1,575	76,542						76,542		76,542	
	計	1,603	188,982	28,200	47,115			48	264,345	44,703	309,048	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の特別職	3	43						43		43	
	計	3	43						43		43	

2 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)		給与費				共済費	合計	備考
			報酬	給料	職員手当	計			
補正後	1,478	(1,000)	900,174	4,749,678	3,420,520	9,070,372	1,666,176	10,736,548	
補正前	1,472	(1,004)	884,886	4,742,763	3,408,760	9,036,409	1,624,373	10,660,782	
比 較	(6)	(-4)	15,288	6,915	11,760	33,963	41,803	75,766	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日勤務 手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	107,225	90,829	28,198	208,813	403,071	648	1,846	1,218,142	612,191	144,171		40,312	565,074
補正前	105,918	92,617	29,320	199,121	418,023	648	2,127	1,203,255	608,121	144,224		40,312	565,074
比 較	1,307	△ 1,788	△ 1,122	9,692	△ 14,952		△ 281	14,887	4,070	△ 53			

※()内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)		給与費				共済費	合計	備考
			報酬	給料	職員手当	計			
補正後	993	(7)		3,561,223	2,912,782	6,474,005	1,241,436	7,715,441	
補正前	987	(11)		3,554,308	2,902,759	6,457,067	1,201,704	7,658,771	
比 較	(6)	(-4)		6,915	10,023	16,938	39,732	56,670	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	107,225	62,003	28,198	208,813	333,026		1,606	859,088	612,191	110,320		40,312	550,000
補正前	105,918	63,791	29,320	199,121	347,978		1,887	845,938	608,121	110,373		40,312	550,000
比 較	1,307	△ 1,788	△ 1,122	9,692	△ 14,952		△ 281	13,150	4,070	△ 53			

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。

※()内は、再任用短時間職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	485 (993)	900,174	1,188,455	507,738	2,596,367	424,740	3,021,107	
補正前	485 (993)	884,886	1,188,455	506,001	2,579,342	422,669	3,002,011	
比 較		15,288		1,737	17,025	2,071	19,096	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	時間外、 休日 勤務手当	宿日直 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後		28,826			70,045	648	240	359,054		33,851			15,074
補正前		28,826			70,045	648	240	357,317		33,851			15,074
比 較								1,737					

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。

※()内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	6,915	1.給与改定に伴う増減分			
		2.昇給に伴う増加分			
		3.その他の増減分	6,915		
職員手当	11,760	1.制度改正に伴う増減分			
		2.その他の増減分	11,760		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位:円)

区分		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	再任用
令和3年 10月1日 現在	平均給料月額	324,556	394,721	280,570	307,265				214,531
	平均給与月額	400,743	509,919	326,202	340,239				240,450
	平均年齢(歳)	43歳2月	47歳1月	36歳4月	53歳8月				61歳8月

イ 初任給

(単位:円)

区分	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	154,900	-	154,900		-
短大卒(中級)	165,900	175,500	-	184,700	215,200
大学卒(上級)	188,700	191,300	-	194,700	220,700

区分	国の制度				
	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	150,600	-	147,900		-
短大卒(中級)	-	-	-	177,400	200,700
大学卒(上級)	総合職 195,500 一般職 182,200	-	-	188,400	212,600

ウ 級別職員数

区分	行政職			教育職			幼児教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和3年10月1日 現在	1	42	6.7	1			1	55	19.1	1		
	2	59	9.4	2	17	60.7	2	87	30.2	2	4	23.5
	3	114	18.0	3	8	28.6	3	50	17.4	3	2	11.8
	4	174	27.6	4	3	10.7	4	51	17.7	4	11	64.7
	5	142	22.5				5	25	8.7			
	6	65	10.3				6	20	6.9			
	7	35	5.5				7					
	計	631	100	計	28	100	計	288	100	計	17	100

区分	医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			再任用		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和3年10月1日 現在										1	15	41.5
										2	10	27.8
										3	2	5.6
										4	2	5.6
										5	5	13.9
										6	2	5.6
										7		
	計			計			計			計	36	100

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事	主事	主査	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
教育職	教諭	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	課長 (校長待遇)			
幼児教育職	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主査 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	係長 主幹 主幹保育士 主幹教諭 主幹保育教諭	課長代理 副参事 副園長	課長 参事 園長	部長 次長 園長
技能労務職	技能職 労務職	技能職 労務職	技能職	技能職			
医療職(1)	診療所で医療 業務を行う医師	診療所で相当 高度の知識、 経験に基づき 困難な医療業 務を行う医師	診療所で高度 の知識、経験に 基づき困難な 医療業務を行う 医師	診療所できわ めて高度の知 識、経験に基 づく困難な医 療業務を行う医 師			
医療職(2)	技師	薬剤師、相当 高度な業務を 行う技師	主査、相当高 度な業務を行う 薬剤師、高度な 業務を行う技師	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
医療職(3)	准看護師	看護師	主査、相当高 度な業務を行 う看護師	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	部長 次長	

エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
令和3年度	2.225	2.225	4.450	有	
国の制度	2.225	2.225	4.450	有	

オ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当(令和3年10月1日現在)

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	

カ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	3%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	3%

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種						
		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
給料総額に対する比率(%)	0.04	0.05	-	-	0.07	-	-	-
支給対象職員の比率(%) (令和3年10月1日現在)	6.90	10.62	-	-	11.76	-	-	-
代表的な 特殊勤務手当の名称	工事現場監督等従事手当、福祉事務従事手当、市税等滞納処分従事手当							

ク その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当	国の制度との異同
	国に同じ

債務負担行為で令和４年度以降にわたるものについての令和２年度末までの支出額
又は支出額の見込み、及び令和３年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	令和２年度末までの 支 出 （ 見 込 ） 額		令和３年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
大見いこいの広場指定管理料	13,206			令和４年度から 令和６年度まで	13,206				13,206
六荘まちづくりセンター指定管理料	82,300			令和４年度から 令和８年度まで	82,300				82,300
北郷里まちづくりセンター等指定管理料	68,070			令和４年度から 令和８年度まで	68,070				68,070
神田まちづくりセンター指定管理料	66,425			令和４年度から 令和８年度まで	66,425				66,425
田根まちづくりセンター指定管理料	30,582			令和４年度から 令和６年度まで	30,582				30,582
びわまちづくりセンター等指定管理料	57,438			令和４年度から 令和６年度まで	57,438				57,438
余呉まちづくりセンター等指定管理料	65,695			令和４年度から 令和８年度まで	65,695				65,695
西浅井まちづくりセンター等指定管理料	109,205			令和４年度から 令和８年度まで	109,205				109,205
長浜市地域福祉センター指定管理料	41,460			令和４年度から 令和１３年度まで	41,460				41,460
高月福祉ステーション指定管理料	58,780			令和４年度から 令和８年度まで	58,780				58,780
木之本福祉ステーション指定管理料	57,185			令和４年度から 令和８年度まで	57,185				57,185
長浜勤労者総合福祉センター指定管理料	46,020			令和４年度から 令和８年度まで	46,020				46,020
長浜バイオインキュベーションセンター指定管理料	28,225			令和４年度から 令和８年度まで	28,225				28,225
慶雲館指定管理料	44,560			令和４年度から 令和８年度まで	44,560				44,560
防災緊急告知ラジオ購入業務	3,000			令和３年度から 令和４年度まで	3,000			600	2,400
長浜文化芸術会館及び浅井文化ホール指定管理料	256,555			令和４年度から 令和８年度まで	256,555				256,555
木之本スティックホール指定管理料	72,260			令和４年度から 令和８年度まで	72,260				72,260
長浜市曳山博物館指定管理料	85,896			令和４年度から 令和６年度まで	85,896				85,896
小谷城戦国歴史資料館指定管理料	28,910			令和４年度から 令和８年度まで	28,910				28,910
木之本スポーツ広場指定管理料	17,650			令和４年度から 令和８年度まで	17,650				17,650

令和 3 年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4, 1 9 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 3 2 4, 1 9 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

長浜市長 藤井 勇治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		787,917	3,592	791,509
	1 他会計繰入金	787,917	3,592	791,509
9 市債		200,800	600	201,400
	1 市債	200,800	600	201,400
歳入合計		1,320,000	4,192	1,324,192

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 農業集落排水事業費		671,564	2,552	674,116
	1 農業集落排水事業費	671,564	2,552	674,116
3 公債費		614,881	1,640	616,521
	1 公債費	614,881	1,640	616,521
歳出合計		1,320,000	4,192	1,324,192

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	千円 200,800	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。	千円 201,400	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ

令和 3 年度長浜市農業集落排水事業
特別会計補正予算（第 1 号）説明書

歳入

(款) 6 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	787,917	3,592	791,509
計	787,917	3,592	791,509

(款) 9 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業債	200,800	600	201,400
計	200,800	600	201,400

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	3,592	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 農業集落排水事業債	600	資本費平準化債 600

歳出

(款) 2 農業集落排水事業費

(項) 1 農業集落排水事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 施設管理費	616,164	2,552	618,716				2,552
計	671,564	2,552	674,116				2,552

(款) 3 公債費

(項) 1 公債費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 元金	545,989	1,823	547,812		600		1,223
2 利子	68,892	△183	68,709				△183
計	614,881	1,640	616,521		600		1,040

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金、利子 及び割引料	100	□処理施設管理経費 2,552 償還金 100
26 公 課 費	2,452	公課費 2,452

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金、利子 及び割引料	1,823	□長期債元金 1,823
22 償還金、利子 及び割引料	△183	□長期債利子 △183

令和3年度長浜市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和3年度長浜市病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和3年度長浜市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 長浜病院事業収益	13,990,000 千円	300,000 千円	14,290,000 千円
第1項 医業収益	13,033,239 千円	300,000 千円	13,333,239 千円
支 出			
第1款 長浜病院事業費用	13,990,000 千円	300,000 千円	14,290,000 千円
第1項 医業費用	13,635,234 千円	300,000 千円	13,935,234 千円

（債務負担行為の補正）

第3条 予算第5条の表に次の事項、期間及び限度額を加える。

市立長浜病院 別館等空調設備更新事業	令和3年度から 令和5年度まで	250,000千円
-----------------------	--------------------	-----------

令和3年11月29日提出

長浜市長 藤井 勇治

令和 3 年度長浜市病院事業会計
補正予算（第 2 号）説明書

令和3年度 長浜市病院事業会計補正予算(第2号)実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 長 浜 病 院			13,990,000	300,000	14,290,000	
事 業 収 益	1. 医業収益		13,033,239	300,000	13,333,239	
		2. 外来収益	4,069,263	300,000	4,369,263	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 長 浜 病 院			13,990,000	300,000	14,290,000	
事 業 費 用	1. 医業費用		13,635,234	300,000	13,935,234	
		2. 材料費	3,606,405	300,000	3,906,405	

債務負担行為に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳	
		期間	金額	期間	金額	医業収益	企業債
市立長浜病院 別館等空調設備更新事業	千円 250,000		千円	令和3年度から 令和5年度まで	千円 250,000	千円	千円 250,000

令和 3 年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 3 年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 3 年度長浜市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	3,769,005 千円	△392 千円	3,768,613 千円
第 2 項 営業外費用	461,926 千円	△392 千円	461,534 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文中括弧書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,877,395 千円は、当年度分損益勘定留保資金 1,387,477 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 77,983 千円、当年度利益剰余金処分量 411,935 千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,868,152 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 77,983 千円、減債積立金 746,149 千円、過年度分損益勘定留保資金 472,976 千円、当年度分損益勘定留保資金 571,044 千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 資本的収入	2,566,267 千円	9,500 千円	2,575,767 千円
第 1 項 企業債	1,857,400 千円	9,500 千円	1,866,900 千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	4,443,662 千円	257 千円	4,443,919 千円
第 2 項 償還金	3,090,491 千円	257 千円	3,090,748 千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業	千円 1,857,400	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 (ただし、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び滋賀県市町振興資金貸付金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低利に借換えすることができる。	千円 1,866,900	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

令和3年11月29日提出

長浜市長 藤井 勇治

令和 3 年度長浜市公共下水道事業会計
補正予算（第 1 号）説明書

令和 3 年度 長浜市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）実施計画

収益的收入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 費 用			3,769,005	△392	3,768,613	
	2 営業外費用		461,926	△392	461,534	
		1 支払利息及び 企業債取扱費	451,826	△392	451,434	企業債利息 △392

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	補正予定額	計	備 考
1 資本的收入			2,566,267	9,500	2,575,767	
	1 企 業 債		1,857,400	9,500	1,866,900	
		1 企 業 債	1,857,400	9,500	1,866,900	準建設改良企業債 9,500

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	補正予定額	計	備 考
1 資本の支出			4,443,662	257	4,443,919	
	2 償 還 金		3,090,491	257	3,090,748	
		1 償 還 金	3,090,491	257	3,090,748	企業債償還金 257

長浜市公共施設等総合管理基金条例の制定について

長浜市公共施設等総合管理基金条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市公共施設等総合管理基金条例

(設置)

第1条 公共施設、公用施設その他の本市が所有する建築物その他の工作物（以下「公共施設等」という。）の改修、維持保全、除却その他整備（以下「整備等」という。）若しくは公共用地若しくは公用地（以下「公共用地等」という。）の取得又は本市が加入する一部事務組合（以下「組合」という。）の公共施設等の整備等若しくは公共用地等の取得に必要な当該組合に対する負担金に要する財源に充てるため、長浜市公共施設等総合管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、長浜市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(長浜市公共施設等保全整備基金条例及び長浜市公共施設等整備基金条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 長浜市公共施設等保全整備基金条例（平成27年長浜市条例第2号）

(2) 長浜市公共施設等整備基金条例（平成28年長浜市条例第5号）

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の長浜市公共施設等保全整備基金条例（以下「旧保全整備基金条例」という。）及び廃止前の長浜市公共施設等整備基金条例（以下「旧整備基金条例」という。）の規定により長浜市公共施設等保全整備基金及び長浜市公共施設等整備基金に属する現金及び有価証券は、この条例の規定により設置される基金に属する現金及び有価証券とみなす。

- 4 この条例の施行の日以後に令和３年度長浜市一般会計歳入歳出予算において、旧保全整備基金条例及び旧整備基金条例の規定に基づく「公共施設等保全整備基金」とあるのは「公共施設等総合管理基金」と、「公共施設等整備基金」とあるのは「公共施設等総合管理基金」と読み替えるものとする。

長浜市環境と社会経済の好循環創造基金条例の制定について

長浜市環境と社会経済の好循環創造基金条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市環境と社会経済の好循環創造基金条例

(設置)

第1条 本市の商工業、農林水産業、観光、環境その他の分野の産業の振興及び地域経済の活性化並びに脱炭素社会に向けた取組及びエネルギー施策の推進を図ることにより、環境保全と経済発展が両立する持続可能な循環型社会を形成するため、長浜市環境と社会経済の好循環創造基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 予算で定める額
- (2) 寄附金

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、長浜市一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する目的を達成するために必要な経費の財源に充てるものとする。

2 前項の場合において、余剰金が生じたときは、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(長浜市地球温暖化対策推進基金条例及び長浜市地域の元気づくり基金条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 長浜市地球温暖化対策推進基金条例（平成23年長浜市条例第5号）
- (2) 長浜市地域の元気づくり基金条例（平成25年長浜市条例第39号）

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の長浜市地球温暖化対策推進基金条例（以下「旧温暖化対策基金条例」という。）及び廃止前の長浜市地域の元気づくり基金条例（以下「旧元気づくり基金条例」という。）の規定により長浜市地球温暖化対策推進基金及び長浜市地域の元気づくり基金に属する現金及び有価証券は、この条例の規定に

より設置される基金に属する現金及び有価証券とみなす。

- 4 この条例の施行の日以後に令和3年度長浜市一般会計歳入歳出予算において、旧温暖化対策基金条例及び旧元気づくり基金条例の規定に基づく「地球温暖化対策推進基金」とあるのは「環境と社会経済の好循環創造基金」と、「地域の元気づくり基金」とあるのは「環境と社会経済の好循環創造基金」と読み替えるものとする。

長浜市基金の整理に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

長浜市基金の整理に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市基金の整理に伴う関係条例の整備に関する条例

(長浜市ふるさと振興基金条例等の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 長浜市ふるさと振興基金条例（平成18年長浜市条例第61号）
- (2) 長浜市過疎地域自立促進特別事業基金条例（平成23年長浜市条例第23号）
- (3) 長浜市新型コロナウイルスに立ち向かう医療従事者を応援する基金条例（令和2年長浜市条例第26号）

(長浜市文化芸術振興基金条例の一部改正)

第2条 長浜市文化芸術振興基金条例（平成18年長浜市条例第233号）の一部を次のように改正する。

第1条中「を目的とする事業の推進」を「並びに文化財及び歴史文化遺産の保存、伝承及び活用」に改める。

(協働でつくる長浜まちづくり基金条例の一部改正)

第3条 協働でつくる長浜まちづくり基金条例（平成19年長浜市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条（見出しを除く。）を次のように改める。

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 予算で定める額
- (2) 寄附金

(長浜市電源立地地域対策交付金等事業基金条例の一部改正)

第4条 長浜市電源立地地域対策交付金等事業基金条例（平成21年長浜市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第4条中「基金に繰り入れるものとする」を「第1条に規定する目的を達成するための費用に充て、又は基金に繰り入れることができる」に改める。

(長浜市保育士等確保緊急対策基金条例の一部改正)

第5条 長浜市保育士等確保緊急対策基金条例（平成29年長浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成38年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

(ふるさと長浜寄附条例の一部改正)

第6条 ふるさと長浜寄附条例（平成20年長浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「町並み景観の保存及び観光の振興」を「産業の振興及び地域経済の活性化」に改める。

第5条第1項第3号中「長浜市ふるさと振興基金」を「長浜市環境と社会経済の好循環創造基金」に改め、同項第5号中「長浜市ふるさと振興基金又は長浜市新型コロナウイルスに立ち向かう医療従事者を応援する基金」を「協働でつくる長浜まちづくり基金」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和４年１月１日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に第１条の規定による廃止前の長浜市ふるさと振興基金条例（以下「旧ふるさと基金条例」という。）及び廃止前の長浜市過疎地域自立促進特別事業基金条例（以下「旧過疎基金条例」という。）の規定により長浜市ふるさと振興基金及び長浜市過疎地域自立促進特別事業基金に属する現金及び有価証券は、協働でつくる長浜まちづくり基金条例の規定により設置されている協働でつくる長浜まちづくり基金に属する現金及び有価証券とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に第１条の規定による廃止前の新型コロナウイルスに立ち向かう医療従事者を応援する基金条例（以下「旧コロナ基金条例」という。）の規定により新型コロナウイルスに立ち向かう医療従事者を応援する基金に属する現金及び有価証券は、長浜市地域福祉基金条例（平成18年長浜市条例第64号）の規定により設置されている長浜市地域福祉基金に属する現金及び有価証券とみなす。
- 4 この条例の施行の日前に第６条の規定による改正前のふるさと長浜寄附条例の規定により同条例第２条第３号又は第４号に規定する事業を指定して収受された寄附金は、協働でつくる長浜まちづくり基金に、同条第６号に規定する事業を指定して収受された寄附金又は同条例第３条第２項の規定により市長が事業の指定を行った寄附金は、長浜市地域福祉基金に積み立てるものとする。
- 5 この条例の施行の日以後に令和３年度長浜市一般会計歳入歳出予算において、旧ふるさと基金条例、旧過疎基金条例及び旧コロナ基金条例の規定に基づく「ふるさと振興基金」とあるのは「協働でつくる長浜まちづくり基金」と、「過疎地域自立促進特別事業基金」とあるのは「協働でつくる長浜まちづくり基金」と、「新型コロナウイルスに立ち向かう医療従事者を応援する基金」とあるのは「地域福祉基金」と読み替えるものとする。

長浜市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

長浜市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

長浜市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成 29 年長浜市条例第 30 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項に規定する市町村計画（以下「市町村計画」という。）に記載された同条第 4 項第 1 号に規定する産業振興促進区域内において、市において市町村計画に振興すべき業種として定めた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第 23 条に規定する農林水産物等販売業をいう。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下これらを「適用事業」という。）の用に供する設備の取得等（法第 23 条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 28 条の 9 第 10 項に規定する資本金の額等が 5,000 万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。以下同じ。）をした者に係る固定資産税の課税免除について必要な事項を定めるものとする。

（課税免除の範囲）

第 2 条 市長は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和 3 年総務省令第 31 号）第 1 条第 3 号に規定する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第 2 条第 2 項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対しては、長浜市税条例（平成 18 年長浜市条例第 71 号）第 54 条の規定にかかわらず、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 6 条の規定により固定資産税を免除することができる。

2 前項の規定により固定資産税を課さない期間は、固定資産税を課すべきこととなる最初の年度から 3 か年度とする。

（課税免除の申請）

第 3 条 前条第 1 項の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、課税免除申請書を市長に提出しなければならない。

（課税免除の措置）

第 4 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、審査の上、課税免除を決定し、その旨を固定資産税の課税免除を受けようとする者に通知しなければならない。

2 前項の規定により固定資産税の課税免除を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（課税免除の取消し）

第 5 条 市長は、固定資産税の課税免除を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、課税免除を取り消すことができる。

- (1) 適用事業を廃止し、若しくは休止したとき又は適用事業が休止の状況にあるとき。
- (2) 第 3 条の規定による申請書の提出において不正があつたとき。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

長浜市職員退職手当条例の一部改正について

長浜市職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市職員退職手当条例の一部を改正する条例

長浜市職員退職手当条例（平成18年長浜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条中「」及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（市長又は教育委員会を任命権者とする職に引き続き在職した期間が1年未満である者を除く。）（」を削り、同条に次の1項を加える。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12か月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第4条第2項中「該当する障害」を「該当する程度の障害」に改める。

第5条第3項第2号中「15以下」を「15年以下」に改める。

第6条第2項中「退職したもの」を「退職した者」に改める。

第11条第5項第2号中「地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）」を「地方公社」に改め、「公庫等をいう。」の次に「以下同じ。）（」を加え、「一般地方独立行政法人職員」を「一般地方独立行政法人等職員」に改める。

第12条を次のように改める。

第12条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

(1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12か月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

(2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12か月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12か月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第13条中「前条」を「第2条第2項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第21条第5項第2号及び第25条第1項から第5項までの規定中「6月」を「6か月」に改める。

附則に次の2項を加える。

(勤続期間の計算の特例)

- 14 施行日の前日までに、職員以外の者で長浜市職員採用試験合格者名簿に登載された者のうち、当該採用試験に係る採用内定の通知において内定された採用日以降において、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則等により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1か月以上あり、引き続いて職員となった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の職員以外の者として引き続いて勤務した期間は、第11条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 15 第11条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、前項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の長浜市職員退職手当条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

長浜市手数料条例の一部改正について

長浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市手数料条例の一部を改正する条例

長浜市手数料条例（平成18年長浜市条例第73号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表12の項中「第5条第1項から第3項まで」を「第5条第1項から第5項まで」に、同表13の項中「第5条第4項第4号イ若しくはロ又は第5号イ若しくはロ」を「第5条第6項第4号イ若しくはロ又は第5号イ若しくはロ」に、同表中

15	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査	地位の承継の承認申請手数料	1件につき	15,000円
----	--	---------------	-------	---------

を
「

15	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査	地位の承継の承認申請手数料	1件につき	15,000円
15の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の容積率に関する特例の許可申請手数料	1件につき	160,000円

に改める。

別表アを次のように改める。

別表ア 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料

区分	手数料の額	
(1) 建築しようとする住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第1項に規定する住宅をいう。以下この表において同じ。）が一戸建て住宅のとき。	新築の場合	増築又は改築の場合

床面積の合計が100平方メートル以内のもの	47,000円（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し（以下この表において「確認書等」という。）の添付がなされたものにあつては、15,000円）	71,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、22,000円）
床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	71,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、22,000円）	106,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、33,000円）
床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	95,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、30,000円）	141,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、44,000円）
(2) 建築しようとする住宅が共同住宅又は長屋住宅のとき。	次のアの項以下（イの項以下を除く。）に掲げる床面積の合計の区分に応じて定める額に、イの項以下に掲げる床面積の合計の区分に応じて定める額を加算した額	
ア 建築物の床面積	新築の場合	増築又は改築の場合
床面積の合計が500平方メートル以内のもの	66,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、14,000円）	99,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、21,000円）
床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	105,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、22,000円）	157,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、32,000円）
床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	220,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、42,000円）	329,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、63,000円）
床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	382,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、59,000円）	572,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、88,000円）
床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	661,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、107,000円）	992,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、160,000円）

方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	付がなされたものにあつては、74,000円)	付がなされたものにあつては、111,000円)
床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1,217,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、131,000円)	1,824,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、196,000円)
床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	1,760,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、174,000円)	2,638,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、259,000円)
床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	2,165,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、213,000円)	3,246,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、318,000円)
イ 認定を受けようとする住戸に係る床面積	新築の場合	増築又は改築の場合
床面積の合計が500平方メートル以内のもの	42,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、12,000円)	63,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、18,000円)
床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	69,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、21,000円)	103,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、32,000円)
床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	123,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、30,000円)	184,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、46,000円)
床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	229,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、57,000円)	342,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、85,000円)
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	379,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、98,000円)	568,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、147,000円)
床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	705,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、162,000円)	1,056,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、242,000円)

床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	981,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、199,000円）	1,470,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、297,000円）
床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	1,189,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、212,000円）	1,782,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、317,000円）

備考 認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更をする場合の床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1とする。

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

長浜市国民健康保険条例の一部改正について

長浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長浜市国民健康保険条例（平成18年長浜市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に改める。

第13条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第22条の2第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第32条の見出し中「保険料」を「低所得者の保険料」に改める。

第32条第3項中「次項」を「前項」に改める。

第32条の2の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第32条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第17条又は第21条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。ただし、第4項に掲げる場合を除く。

2 第17条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条又は第21条」とあるのは「第22条の5又は第22条の8」と、前項中「第17条」とあるのは「第22条の5」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第32条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第17条又は第21条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第32条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（同条第2項において準用する第17条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。

5 第17条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条又は第21条」とあるのは「第22条の5又は第22条の8」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、同項及び前項中「第17条第2項」とあるのは「第22条の5第2項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定及び次項の規定は、同年1月1日から施行する。

(出産育児一時金に関する経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前に出産した被保険者に係る長浜市国民健康保険条例第6条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

(低所得者の保険料に関する経過措置)

- 3 この条例による改正後の第32条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

長浜市福祉ステーション条例の一部改正について

長浜市福祉ステーション条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月29日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市福祉ステーション条例の一部を改正する条例

長浜市福祉ステーション条例（平成18年長浜市条例第112号）の一部を次のように改正する。

別表第1 びわ福祉ステーションの項を削る。

別表第2 中

「

浅井福祉ステーション	午前8時30分から午後5時 15分まで
びわ福祉ステーション	

」

を

「

浅井福祉ステーション	午前8時30分から午後5時 15分まで
------------	------------------------

」

に改める。

別表第3 びわ福祉ステーションの項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

長浜市勤労者福祉施設条例の一部改正について

長浜市勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例

長浜市勤労者福祉施設条例（平成18年長浜市条例第128号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 高月共同福祉施設の項を削る。

別表第 2 高月共同福祉施設の項を削る。

別表第 3 高月共同福祉施設の項を削る。

別表第 4 の（3）高月共同福祉施設使用料の表を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

長浜市農業集落排水処理施設条例（平成18年長浜市条例第135号）の一部を次のように改正する。

別表川道地区農業集落排水処理施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

長浜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部改正について

長浜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

長浜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成18年長浜市条例第216号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 政令第8条第1項第2号ハ又はニに掲げる土地の区域に準ずる土地の区域及び政令第29条の9各号に掲げる区域（これらの区域及びその周辺の地域の状況等により開発行為を行うのに支障がないと認められる区域を除く。）を含まない土地の区域
第5条第2号中「（昭和25年法律第201号）」を削る。

第6条中「政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない土地の区域」を「政令第29条の9各号に掲げる区域（当該区域及びその周辺の地域の状況等により開発行為を行うのに支障がないと認められる区域を除く。）を含まない区域」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に都市計画法第29条、第35条の2及び第43条の規定により申請がなされたものについては、なお従前の例による。

長浜市過疎地域持続的発展計画の策定について

長浜市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 29 日提出

長浜市長 藤井 勇治

長浜市過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度

長 浜 市

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

（前文）

過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有し、これらが発揮されることにより、国民の生活に豊かさや潤いを与え、国土の多様性を支えている。

また、東京圏への人口の過度の集中により大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域の担うべき役割は、一層重要なものとなっている。

しかるに、過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進展等他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通の機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地、森林等の適正な管理等が喫緊の課題となっている。

このような状況に鑑み、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、全力を挙げて取り組むことが極めて重要である。

ここに、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

目 次

1 基本的な事項	1
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	9
3 産業の振興	10
4 地域における情報化	14
5 交通施設の整備、交通手段の確保	15
6 生活環境の整備	18
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	20
8 医療の確保	22
9 教育の振興	24
10 集落の整備	26
11 地域文化の振興等	27
12 再生可能エネルギーの利用の推進	28
資料：事業計画 過疎地域持続的発展特区别事業分（再掲）	29

○この計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく
地域指定を受けている虎姫地域、木之本地域、余呉地域、西浅井地域を対
象とした計画です。

1 基本的な事項

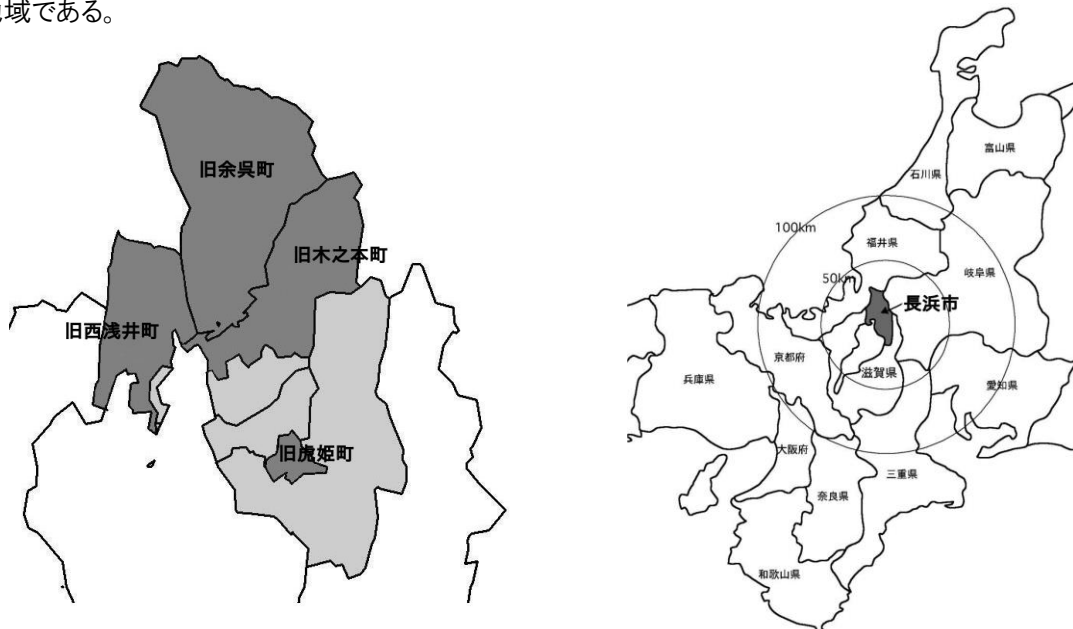
(1)長浜市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

長浜市は、滋賀県の東北部に位置し、北は福井県、東は岐阜県に接している。周囲は伊吹山地などの山々と、ラムサール条約の登録湿地でもある琵琶湖に面しており、中央には琵琶湖に注ぐ姉川や高時川、余呉川等により形成された豊かな湖北平野と、水鳥が集う湖岸風景が広がり、県内でも優れた自然景観を有している。

また、戦国時代を偲ばせる長浜城跡・小谷城跡・玄蕃尾城跡、賤ヶ岳・姉川の古戦場をはじめ、竹生島の宝厳寺・都久夫須麻神社、向源寺(彼岸寺)の国宝十一面観音立像をはじめとする数多くの観音が祀られ、「観音の里」と称されるなど、すぐれた歴史文化資産を有している。さらに本市は、京阪神や東海、北陸の経済圏域の結節点としての位置にあり、京都市や名古屋市からはおおよそ 60km 圏域、大阪市からはおおよそ 100km 圏域にあり、JR 琵琶湖環状線や北陸自動車を主な広域交通軸として、これらの経済圏域と利便性高く結び付いている。

平成 22 年1月1日に長浜市と虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町の6町が合併し、面積・人口共に大きくなっただけでなく、その文化や地域の成り立ち、歴史、産業の状況等もそれぞれ異なる多様な地域である。



気候は、春から秋にかけては穏やかで過ごしやすく、冬季は日本海からの季節風が吹き込み、雪による降水量の多い日本海型の気候となっている。旧余呉町は特別豪雪地帯に、旧長浜市、旧浅井町、旧木之本町、旧西浅井町は豪雪地帯に指定されている。また、年間平均気温は 14.2℃で、冬季にはマイナス 3.6℃、夏季には 35.3℃となっている。年間平均降水量は 1,412 mmである。

過疎地域指定された旧虎姫町は、姉川、高時川、田川など豊かな水に恵まれ、太古から人々が住みつき、田畑や集落が開かれた地域である。“虎姫”という地名は、町域内の北部に位置する歴史と伝説の山「虎御前山」にちなんで付けられた。

旧木之本町は、伊香具神社を中心に上古淡海国の先進地であり、大陸と都を結ぶ要衝地として発達し、木之本地蔵院の門前町として、また北国街道・北国脇往還の宿場としてにぎわい、横山岳信仰、己高山山岳仏教などとともに多彩な歴史と文化を醸成してきた。

旧余呉町は、古墳時代から開かれ奈良時代から平安時代にかけて余呉郷・丹生郷・片岡郷の3つを総称して余呉の庄として統治されていたのが始まりである。

旧西浅井町は、近世から近代にかけて、京都・大阪と北陸各地を結ぶ、琵琶湖湖上交通の主役であった丸

子船によって、物流の要衝として栄えた。

イ 過疎の状況

市域全体で人口減少が進んでいる状況であるが、合併した1市6町の中でも今回指定を受けた、旧余呉町、旧木之本町、旧西浅井町、旧虎姫町地域は、人口減少率が大きい状況にあり、特に旧余呉町、旧木之本町は、長期間にわたる人口減少率も大きい状況にある。

旧余呉町地域は、平成2年に過疎地域活性化特別措置法に基づく過疎地域の指定を受け、その後平成 22 年1月の編入合併により、旧余呉町の区域を過疎地域とみなして改正過疎地域自立促進特別措置法の適用を受けることとなった。これまでの過疎対策事業では、小中一貫教育校である余呉小中学校の整備、高齢者福祉サービス拠点の余呉やまなみセンターの改修、中之郷診療所の医療機器整備などの施設の整備に加え、特別養護老人ホーム新設支援や地域交通の基盤となる道路改良・公共交通の維持などの生活基盤の整備をはじめ、地域活動交流拠点の余呉まちづくりセンターの新設など、計画に基づく多岐にわたる対策事業を実施してきた。

また、今回新たに指定を受けた旧虎姫町、旧木之本町、旧西浅井町地域では、これまでから生活基盤の整備を行うとともに、地域づくりの拠点となるまちづくりセンターや、北部地域の活性化に向けて北部振興局を設置している。

今回の指定を契機に、引き続き地域の持続的発展に向けた地域づくりを進めていく。

ウ 社会的、経済的発展の方向性

社会基盤の整備をさらに進め、都市部との生活環境格差を解消するとともに、生活を維持・確保する対策として、地域の特徴ある自然、風土、産品等を生かした取組により、都市部とは異なる持続的な発展・活性化を図ることが必要である。

特に、地域経済の発展のためには、農林水産業を振興していくことが不可欠であり、基盤整備をはじめ、農林水産物の品質向上や高付加価値化を図るとともに、六次産業化への取組や新たな担い手の参入を促す取組を進める。併せて、持続可能な農林漁業経営に資するため農林水産業におけるデジタルトランスフォーメーションを進めていくことが必要である。

商業、観光業の振興については、余暇需要の変化により旅行者のニーズが多様化・高度化するのとあいまって、旅のスタイルも、訪れる地域の自然・生活文化・人とのふれあいを求める傾向もみられることから、新たな観光振興策を展開していくことが求められている。また、デジタル化が進み、どこでも働ける時代が到来している状況をチャンスととらえ、サテライトオフィスの誘致等の新たな働く場づくりを進めていくことが必要である。

また、本市は福井県や岐阜県と隣接しており、古くから様々な交流がされており、今後、道路の整備や、北陸新幹線の敦賀駅開業を控え、これまで以上に人やモノの交流が盛んになることが期待されるため、観光をはじめとする経済や文化等が更に振興される取組が必要となる。

(2)人口及び産業の推移と動向

長浜市全体については、昭和 35 年から平成 17 年までの 45 年間にわたって人口増加が続き、平成 17 年から平成 27 年にかけては 5.1%減少している。

過疎地域(旧虎姫町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町)の合算については、昭和 35 年に 30,676 人であった人口は、その後大きく減少傾向にあり、昭和 50 年までの 15 年間で 12.2%減少し 3,729 人減、平成 27 年までの 55 年間では 37.6%減少し 11,539 人減となっている。また、過疎地域指定の人口要件でみると、昭和 50 年から平成 27 年の 40 年間において、人口減少団体平均の 28%減少を超えることが指標の一つとなるが、旧余呉町が 38.7%、旧木之本町が 32.1%それぞれ減少し、指標を超えている。また、平成 2 年から平成 27 年の 25 年間において、人口減少団体平均の 21%を超えることがもう一つの指標となるが、旧余呉町が 32.7%、旧木之本町が 28.5%、旧西浅井町が 22.7%、旧虎姫町が 22.5%それぞれ減少し、指標を超えている状況である。

年齢階層別人口をみると、市全体、過疎地域のみ共に、0歳～64 歳までの人口は減少傾向にあるが、65 歳

以上の人口は増え続けている。特に、過疎地域のみでみると、平成 17 年には高齢者比率が 27.47%となり、県平均(20.7%)、全国平均(23.0%)を大きく上回っている状況となっており、少子高齢化の傾向が顕著である。

特に生産人口の減少による生産力の低下等の課題は、産業振興の面でも克服していく必要がある。就業者数は横ばいが続いている状況であるが、第一次産業の就業者数は大幅に減少しており、一方で第三次産業の就業者数は増加している。また、事業所数は近年減少傾向にあり、廃業事業所数が新設事業所数を上回っている。

主要産業である製造業については、事業所数が減少傾向にあるだけでなく、従業者数や製造品出荷額等、付加価値額が平成 21 年に前年と比べて大きく減少する等、グローバルな経済社会情勢の影響を受ける状況である。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、企業の景況感は大きく二極化している状況であり、感染症の影響が大きい対個人サービスや宿泊・飲食サービスは厳しい状況となっている。新しい生活様式をふまえ、価値観や消費行動が大きく変化していることから、今後も経済動向が大きく変化することが予想され、企業業績については不安定な状況が続くおそれがある。

表1-1(1)

人口の推移：長浜市全体(国勢調査)

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成2年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 117,066	人 118,058	% 0.8	人 121,481	% 2.9	人 124,498	% 2.5	人 118,193	% ▲5.1
0歳～14 歳	33,753	29,453	▲12.7	24,430	▲17.1	19,345	▲20.8	16,132	▲16.6
15 歳～64 歳	73,604	75,981	3.2	78,327	3.1	78,323	0.0	68,787	▲12.2
うち									
15 歳～ 29 歳(a)	27,689	24,746	▲10.6	22,997	▲7.1	20,498	▲10.9	17,291	▲15.6
65 歳以上(b)	9,709	12,624	30.0	18,649	47.7	26,829	43.9	31,244	16.5
(a)/総数 若年者比率	% 23.65	% 20.96	—	% 18.93	—	% 16.46	—	% 14.63	—
(b)/総数 高齢者比率	% 8.29	% 10.69	—	% 15.35	—	% 21.55	—	% 26.43	—

※増減率は、昭和 35 年からの増減を示している。

人口の推移：過疎地域合算(国勢調査)

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成2年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 30,676	人 26,947	% ▲12.2	人 26,103	% ▲3.1	人 22,496	% ▲13.8	人 19,137	% ▲14.9
0歳～14 歳	9,598	6,365	▲33.7	5,166	▲18.8	3,057	▲40.8	—	—
15 歳～64 歳	18,436	17,412	▲5.6	16,413	▲5.7	13,259	▲19.2	—	—
うち									
15 歳～ 29 歳(a)	6,389	5,439	▲14.9	4,526	▲16.8	3,522	▲22.2	—	—
65 歳以上(b)	2,642	3,170	20.0	4,524	42.7	6,180	36.6	—	—
(a)/総数 若年者比率	% 20.83%	% 20.18%	—	% 17.34%	—	% 15.66%	—	% —	—
(b)/総数 高齢者比率	% 8.61%	% 11.76%	—	% 17.33%	—	% 27.47%	—	% —	—

※増減率は、昭和 35 年からの増減を示している。

※平成 27 年は合併後のため地域別のデータ無し。

表1-1(2) 人口の見通し (長浜市人口ビジョンより転載)

長期的展望											
2060(R42)年に人口規模 88,000 人の維持及び人口構造の若返りを目指す。											
人口の長期的展望のとおり人口構造の若返りが達成された場合、2060(R42)年には社人研推計と比べ 15～64 歳人口の割合は 2.34%増加し、人口数では 40,068 人→47,728 人と 7,660 人増加する。それでも、2015(H27)年の国勢調査(70,040 人)と比較すると割合で 5.08%、人口数で 22,312 人の減少となり、先述(2015年の国勢調査)の就業者の割合(71.89%)を当てはめると、就業者数は 34,312 人と 2015(H27)年(50,353 人)と比較して 16,041 人減少する。総人口が 25.47%減するのに比べ、31.86%の減となり、加えて、2018(H30)年の経済財政諮問会議では高齢化率が 35%になる 2040(R22)年には社会保障費が現在の 1.6 倍になるとされていることから、厳しい状況に変わりはない。 そのため、主に育児・子育て中の女性やアクティブシニアの活躍が重要となる。											
		2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
社人研	総人口	118,193	114,381	110,246	105,864	101,303	96,643	91,943	87,190	82,299	77,293
	0～14歳人口比率	13.86%	13.08%	12.48%	12.18%	11.96%	11.96%	11.98%	11.84%	11.64%	11.47%
	15～64歳人口比率	59.26%	58.12%	57.62%	56.82%	55.73%	53.41%	51.94%	51.49%	51.58%	51.84%
	65歳以上人口比率	26.88%	28.80%	29.90%	31.00%	32.31%	34.63%	36.08%	36.67%	36.78%	36.69%
	70歳以上人口比率	19.67%	22.32%	23.96%	24.80%	25.60%	26.71%	28.87%	30.29%	30.69%	30.48%
	75歳以上人口比率	13.76%	15.33%	17.64%	18.97%	19.47%	20.05%	20.99%	23.09%	24.29%	24.33%
目標	総人口	118,193	114,186	110,394	106,791	103,405	100,079	96,846	93,800	90,863	88,089
	0～14歳人口比率	13.86%	12.93%	12.43%	12.44%	12.93%	13.37%	13.63%	13.58%	13.52%	13.53%
	15～64歳人口比率	59.26%	58.22%	57.71%	56.83%	55.42%	53.19%	52.11%	52.33%	53.14%	54.18%
	65歳以上人口比率	26.88%	28.85%	29.86%	30.73%	31.65%	33.44%	34.26%	34.09%	33.35%	32.29%
	70歳以上人口比率	19.67%	22.35%	23.93%	24.58%	25.08%	25.79%	27.41%	28.16%	27.80%	26.77%
	75歳以上人口比率	13.76%	15.35%	17.61%	18.80%	19.08%	19.36%	19.93%	21.46%	22.00%	21.36%

2015(H23)年から 2060(R42)年までの社人研と目標達成時の総人口・年齢 3 区分別人口比率

(3)行財政の状況

社会情勢の変化として、人口の減少が将来推計人口のスピードを超えており、地方税収入をはじめとした経常的な歳入が想定以上に減少するおそれがある。併せて、少子高齢化が進む中、社会保障施策のニーズが高まっている状況から、経常的に必要な歳出需要がますます高まっていく傾向にある。

主要公共施設等の整備については、着実に生活基盤を整えてきているが、今後は老朽化の対応に大きな財政需要が生じる見込みである

このような状況において、施設等の老朽化対応や少子・高齢化対策、若者の定住化対策等の持続的発展事業を推進するため、今後の人口減少・少子高齢化に対応できる弾力性を確保した財政運営を確立することで、本市の実情に見合った「持続可能な行政経営が行える財政構造の確立」を目指す。

表1－2(1) 長浜市財政の状況

(単位:千円)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	65,766,163 (構成比)	55,732,668 (構成比)	61,026,074 (構成比)
一般財源	38,181,075 (58.0)	37,221,011 (66.8)	35,587,159 (58.3)
国庫支出金	6,859,158 (10.4)	6,655,484 (11.9)	7,665,997 (12.6)
都道府県支出金	3,583,801 (5.4)	3,527,461 (6.3)	4,169,736 (6.8)
地方債	5,887,100 (9.0)	3,874,600 (7.0)	5,686,300 (9.3)
うち過疎対策事業債	0 (0.0)	0 (0.0)	119,000 (0.2)
その他	11,265,029 (17.2)	4,454,112 (8.0)	7,916,882 (13.0)
歳出総額 B	65,076,523	53,296,564	58,558,203
義務的経費	26,173,861 (40.2)	22,776,083 (42.7)	23,736,541 (40.6)
投資的経費	8,564,005 (13.2)	5,654,225 (10.6)	9,566,358 (16.3)
うち普通建設事業	8,550,612 (13.1)	5,291,452 (9.9)	9,407,142 (16.1)
その他	30,181,137 (46.4)	24,446,849 (45.9)	24,488,902 (41.8)
過疎対策事業費	157,520 (0.2)	419,407 (0.8)	766,402 (1.3)
歳入歳出差引額 C(A-B)	699,640	2,436,104	2,467,871
翌年度へ繰越すべき財源 D	182,938	815,819	1,144,191
	516,702	1,620,285	1,323,680
財政力指数	0.593	0.574	0.546
公債費負担比率	19.2	12.2	12.8
実質公債費比率	-	8.5	2.3
起債制限比率	10.6	-	-
経常収支比率	81.4	84.1	90.4
将来負担比率	-	-	-
地方債現在高	56,888,183	49,890,256	46,068,994

表1－2(2) 長浜市主要公共施設等の整備状況：

区分	昭和 55 年度末	平成2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率(%)	18.41	35.67	49.64	53.34	71.98
舗装率(%)	61.93	81.74	87.96	89.91	95.43
農 道					
延 長(m)	626,506	604,489	430,163	461,059	466,030
耕地1ha当たり農道延長(m)	60.88	61.51	55.80	－	－
林 道					
延 長(m)	140,237	149,901	125,244	181,466	183,953
林野1ha当たり林道延長(m)	6.14	10.07	9.36	－	－
水道普及率(%)	82.8	97.3	98.8	98.8	98.9
水洗化率(%)	－	－	68.5	96.8	96.9
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	4.68	5.14	5.73	6.68	6.19

(4)地域の持続的発展の基本方針

当地域は、京阪神をはじめとする都市圏からの交通アクセスに優れていながら、人が密集せず暮らすことができ、真に生活の豊かさを感じられる非常に魅力ある地域である。また、自然や歴史文化が豊かで、脱炭素社会を推進する上で貴重な地域資源を生かした、持続的な低密度社会を実現できる可能性が高い地域である。

こうした地域の魅力や貴重な地域資源を磨き上げ、市内外でその素晴らしさを共有していくことが必要である。本市が目指すまちの姿である『新たな感性を生かし みんなで未来を創るまち 長浜』の実現に向けて、それぞれの地域の価値を高めるまちづくりに挑戦するとともに、一人ひとりの取組、そしてお互いが連携・協働した取組を大きな力として、シビックプライドの醸成や、地域に関わる人を増やす取組が求められる。

同時に、人口減少の影響を緩和し、適応していくことが必要である。特に、地域においては、「若者を受け入れられる」地域づくりに取り組まれており、市域において「働く場づくり」や「子育て環境の整備」等の都市機能の充実が求められる。また、地域のリアルな課題とデジタル技術の活用を組み合わせ、自然や文化が豊かな環境を生かした働く環境づくりを進めることが求められる。

これらの課題をふまえ、以下の考え方により、SDGs（持続可能な開発目標）の実現モデルとなる取組も配慮し、各事業を展開するものとする。

①過疎地域と都市の共生による地域内ネットワークの構築

一定の都市機能が集積し、経済・文化・社会の中心的な役割を担ってきた中心地域と、豊かな自然と景観に囲まれた緑豊かな周辺地域を一体とした住民の生活文化圏が形成されている状況をふまえ、定住に必要な生活機能の確保に向け、それぞれの機能や役割を分担し、連携する長浜市定住自立圏形成方針の考え方を基に、市域全体の発展を目指す。

また、各地域がもつ優れた個性を生かし、関わる全ての人、豊かな自然、地域に根付く生活・文化等の地域資源を最大限活用した「魅力を感じてもらえる地域づくり」に取り組むとともに、その魅力を通じて市域における関係人口を創出し、地域の課題を互いに補完し合うことが可能となる連携を創出する。

②多世代が交流・共生し、多様な主体が連携する地域づくりの推進

元気がある地域には、元気な人材が存在する。特に若者が主体的に地域づくりに携わっている地域は、多様な人を引き付けて活性化していることから、「若者を受け入れられる地域づくり」を進めるとともに、移住者や関係人口が地域とつながりがもてる環境づくりに取り組む。また、地域づくり団体の連携

促進にも併せて取り組み、多世代の多様な人材が地域に関わる仕組みづくりに取り組む。

(5)地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展のため、長浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略をはじめとする人口の自然増、社会増につながる取組を進め、令和7年度末における基本目標を下記のとおり定める。

本市の住民基本台帳人口について、110,394人以上とする。

(6)計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度、学識経験を有する者や総合計画等に掲げる重要な取組に関連する分野の関係者で構成する「長浜市政『挑戦と創造』の懇話会」において、基本目標の達成状況等について検証を実施する。

(7)計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8)公共施設等総合管理計画との整合

長期的な視点から公共施設等を総合的かつ計画的に管理していくため、平成27年3月に長浜市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を策定（令和2年2月改定）し、その中で基本方針を次のとおり掲げている。（項目のみ抜粋）

【公共建築物】

①適正配置

施設の適正配置の観点から、施設の更新（建替）又は大規模改修（長寿命化）を行う場合はゼロベースで検討し、施設を新設する場合は他の施設の統合を前提として建設します（延床面積を令和2年度から令和36年度までの35年間で32%、令和6年度までの5年間で3%縮減）。

② 質の向上

施設機能の維持向上をより少ない経費で行うため、老朽化した施設の除却や新しい施設の複合化・多機能化を推進するとともに、民間の技術・ノウハウ、資金等の活用を積極的に導入します。

③ 更新費用・管理運営費の財源確保

除却施設の土地の売却や貸付等により、今後の更新費用や改修費用、管理運営費のための財源確保に努めます。

【インフラ資産】

① 更新費用の縮減と平準化

インフラ資産の更新は、重要度と緊急度により優先順位を決めた上で計画的に実施することで、更新費用の縮減と平準化を図ります（更新費用を令和2年度から令和36年度までの35年間で33%以上縮減することとし、計画期間中は、更新費用の縮減・平準化方策を検討）。

② 長寿命化

予防保全型の維持補修を進め、インフラ資産の安全性の確保やライフサイクルコストの縮減を図ります。

③ 投資額の確保

インフラ資産に係る投資額は、毎年度安定的に確保します。

本計画における公共施設等の整備にあたっては、上記の総合管理計画の基本方針に基づき行うものとする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本地域では、これまでから地域活力の低下や集落機能の減退に歯止めをかけるため、体験型観光の推進による交流人口の拡大や長浜市移住定住促進協議会による移住者支援、地域おこし協力隊制度による外部人材の招致、ながはま森林マッチングセンターによる森林田園空間を活用した地域間交流の促進と担い手の育成に取り組んできた。加えて、未経験の新型コロナウイルス感染症の拡大により人口過密を避けるという社会的な流れが自主的なリモートワークや企業のサテライトオフィスの進出につながるなど新しい動きが出ている。こうした機会を好機ととらえ、これまで積み上げてきたポテンシャルと新たな潮流を活かした移住・定住の推進と地域間交流の促進、さらには環境に配慮した産業の振興など、施策を一体的に講じる地域政策を総合化した取組が求められている。

(2) その対策

本地域における持続的発展に向けた対策は、定住促進と地域間交流の両面から積極的に推進する。

定住促進の面では、過密からの解放、人間らしい暮らし、選択性のある暮らしなどが求められており、市では単純なリモートワークにとどまらず長浜の豊かな自然や奥行きのある暮らし・文化を体験できる場としてのサテライトオフィス、コワーキングスペースに市外企業等を誘致するとともに、市内企業とのマッチングを図る「ワークロケーション」を積極的に推進する。また、移住者のカフェや民泊施設の営業などの動きは地域活力の向上にも貢献しており、移住はもとよりリモートワークや移住者起業などに向けた空き家バンクの登録や地域とのマッチングを積極的に推進する。

地域間交流の面では、北部地域の魅力発信事業を進めるとともに、ながはま森林マッチングセンターの取組を自然環境の保全活用や森林林業の再生、地域間交流の推進、担い手の育成に加え、地域おこし協力隊や地域活力プランナーとの連携を強化し、地域人材の発掘を進める。

また、過疎地域に立地する学校等との連携を推進する等、地域で活躍する人材の育成により、持続的な地域づくりを進める。

(3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	UIJ ターン移住定住支援事業 基金積立を行う	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		北部地域の魅力発信事業 基金積立を行う	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		森林マッチングセンター事業 基金積立を行う	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		学校連携事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

【農業】

本地域の内、虎姫地域では農地の集約化が進んでいるものの、木之本地域、余呉地域、西浅井地域については、地理的な条件から経営規模の拡大が難しく、認定農業者や集落営農組織などへの農地集積が進む集落も一部あるが、大半の集落では従事者の高齢化と後継者不足が進んでいる。ほ場整備等農業耕地の生産基盤はほぼ確立されたが、早期に整備された取水施設や用排水路などは老朽化が進んでいる。さらに山林に隣接する条件不利農地から耕作放棄地が増加し、シカ・イノシシ・サル等の野生鳥獣による被害が拡大し、農業従事者の意欲や生産性の低下を引き起こす深刻な問題となっている。一方で、農耕地のもつ生物多様性保全機能や地球環境保全機能などの多面的機能の発揮が重要性を増している。

【林業】

本地域の9割以上が山林であり、かつては木材や薪炭の産地であったが、長く続く木材の価格低迷や人口流出による不在村森林所有者が増加したことから、森林の管理が行き届かず、森林の荒廃が急速に進んでいる。

近年、森林のもつ多面的機能の重要性は、地球環境問題への関心の高まりとともに再認識されており、単に木材の供給だけでなく、国土保全機能・水源かん養機能・二酸化炭素吸収等地球環境保全機能をはじめ、保健・レクリエーション機能まで、森林の広範囲な利用や多面的機能の発揮が求められている。

【水産業】

水産業については、経営規模は零細であるが、琵琶湖や余呉湖及び高時川、杉野川等で内水面漁業が行われている。漁業者は高齢化等も重なり担い手が減少している。

琵琶湖では、温暖化の影響等により水産資源が減少し、それに伴い漁獲量も減少している。余呉湖では浮き桟橋の設置によるワカサギ釣り、河川では、鮎・溪流釣りなどの遊漁者を対象とした観光サービスが行われているが、入漁者の減少が問題となっている。

【商工業】

商業については、一部の地域にスーパー等があるものの、大半の生活物資は主に本地域外から購入されているため、地域内の商業が衰退し、商店数も減少している。このため、集落では、高齢者が食品や日用品などの買い物にも困るなど、買い物弱者と呼ばれる新しい課題も発生しており、本地域の商業と購買ニーズを合致させる工夫が必要である。

また、本地域では特別豪雪地帯・豪雪地帯といった気象的な制約や若者の労働力不足等の背景から本地域の企業は、小規模でパートタイム労働者を雇用対象とした企業が多く、定住に向けた就労先としては条件が厳しい。特に若者にとって魅力のある企業が少ないことは、過疎化の大きな原因となっている。

【観光・レクリエーション】

本地域は豊かな自然に恵まれ歴史文化資産が残されており、観光地として多くの見どころを有している。春は奥びわ湖、余呉湖畔や虎御前山に桜が咲き乱れ、夏は大浦湾でカヌーをしたり、ウッディパル余呉、大見いこいの広場、奥びわ湖のキャンプ場など家族でアウトドアを楽しむことができる。秋は紅葉の名所である石道寺・鶏足寺に多くの観光客が訪れ、冬はスキーやワカサギ釣りなど、1年を通して自然を感じることができる地域である。これらの観光スポットは広域に点在しているため、観光客の周遊性を高めるための移動方法等を整備する必要がある。また、自然の豊かさだけでなく、本地域の強みである、観音文化、賤ヶ岳の古戦場、鉄道遺産等の歴史文化資産を活かしながら、多様化する観光需要に応えていく必要がある。

(2) その対策

【農業】

本地域の農地と農業を守るために、集落が一体となって、後継者の確保や集落営農組織の育成などの営農体制を構築、獣害対策を実施、付加価値の高い農産物の生産等に取り組み、農業経営の安定化と所得の向上に努める。耕作放棄地については、補助金制度などを利用し利活用や適正な管理に努める。

農道、用排水路等の施設は、長寿命化に重点を置き、効率的・効果的な保全更新に努め、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策や中山間地域等直接支払交付金制度により集落ぐるみの共同活動を支援し、今後必要とされる農道、用排水路、獣害防止柵等の基盤施設の整備を推進する等、生活環境整備とあわせて農業農村基盤の充実に努める。併せて、自然環境の保全やSDGsに資する取組として、環境負荷低減型農業の推進や農業排水の環境負荷の低減に資する循環灌漑施設や水質保全施設を適切に維持する。

また、豊かな自然環境や歴史、文化など農山村の多様な資産の経済利用ができる人材の確保・育成を図るとともに、都市住民との農業・農村における体験交流事業等を支援し、移住・定住につなげる。

持続可能な農業経営をめざして、農作業の省力化と生産性の向上、経営効率化により持続可能な農業経営に資するスマート農業を推進していく。

【林業】

多様な森林資源の利活用を支えるため、自然環境の保全に配慮しながら林道・作業道などの生産基盤整備を進めるとともに、森林の境界明確化、施業集約化、高性能林業機械の導入等による利用間伐を推進する。

さらに、森林のもつ多面的機能の発揮を図るため、木材や林産物等の経済的な活用のほか、里山を中心に地域の歴史・伝統文化の保存・継承、心身の癒しの場、子どもたちの環境学習・体験の場としての活用を促進する。

広大な森林の保全や資源の活用を図るため、多様な人材の育成を促進していく必要があることから、自伐型林業の推進やながはま森林マッチングセンターにおける各種資源活用講座の開催により、意欲ある人材の育成を図る。

森林経営管理制度に基づき、森林所有者の意向調査を実施することにより、森林資源の活用の促進や適正な森林環境の保全管理を図る。

また、丹生ダム建設事業の中止に伴うダム湖予定地周辺の広大な森林を含む本地域内の大規模公有森林の利活用を促進し、地域振興を図る。

【水産業】

本地域での水産業は、限られた水産資源を保全しつつ活用を図る。特に河川においては、山間の豊富な渓流水を利用した遊漁養殖施設を活用し、アマゴ、イワナの渓流釣りや鮎釣りなどの遊漁観光を推進し、余呉湖においては、知名度の高いワカサギの放流増殖等による集客拡大や増益をめざし、湖や渓流を訪れる遊漁者が水と魚に親しむことができるよう、憩いの場の提供を主体とした観光漁業の振興を図る。

【商工業】

商業は、商工会等の産業支援機関と連携を図りつつ、生活者を支える身近な商店・サービス業の維持を支援するとともに、地域の資源を活かした農商工連携による特産品開発や観光産業との連携により地域商業の活性化を推進する。

本地域への企業の立地や工業振興については、地域に密着した地元企業の振興とともに、計画的な土地利用などを含め、工場や情報通信関連企業等の立地に向けて引き続き推進する。

【観光・レクリエーション】

観光・レクリエーションについては、緑豊かな景観、歴史的遺産などの地域資産を生かし、森林浴、キャンプ、釣り、スキー等の四季を通じて楽しめる観光振興を目指す。これらの広範囲のスポットをレンタサイクル等、二次交通の整備により周遊性の向上を図る。また、行政と住民、民間企業や公共施設の指定管理者、各種活動団体との連携による体験観光メニューの充実など、協働でのニューツーリズム振興を図る。また、イベントについては、住民や活動団体の自主開催や自主企画による事業を積極的に支援し、市内外からの交流人口の増加を図り、市民交流につながる観光イベントを実施していく。

さらに、本地域の観光拠点及び他地域にまたがる広域観光拠点のルート化を図り、日帰り・立寄り型からリピート型・滞在型へと滞在時間の増大を図り、年間を通じた着地・滞在型観光地への転換を図る。

(3)事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農 業	小規模土地改良事業	市	
		土地改良事業	県・市	
	(4)地場産業 の振興 加工施設	丹生地域加工施設整備事業	市	
	流通販売施設	あぢかまの里 施設改修等事業	市	
	(9)観光又は レクリエーション	余呉湖・賤ヶ岳周辺整備事業	市	
		地域活性化施設改修事業	市	
		妙理の里改修事業	市	
	(10)過疎地 域 持 続 的 発 展 特 別 事 業 第 1 次 産 業	耕作放棄地再生事業	農業者等	当該施策の効果が将来に及ぶ
		鳥獣被害対策事業	市・自治会等	当該施策の効果が将来に及ぶ
		スマート農業推進事業	市・活動団体	当該施策の効果が将来に及ぶ
	商工業・6次 産業化	企業立地等推進事業	企業	当該施策の効果が将来に及ぶ
		農林水産資源活用・流通拡大促進事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		木之本宿まちなか再生事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
	観光	北部地域観光誘客事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		西浅井桜花見誘客事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		とらひめまつり誘客事業	活動団体	当該施策の効果が将来に及ぶ
		木之本地域振興イベント事業	実行委員会	当該施策の効果が将来に及ぶ
		余呉地域振興イベント事業	実行委員会	当該施策の効果が将来に及ぶ
		西浅井地域振興イベント事業	実行委員会	当該施策の効果が将来に及ぶ
		鶏足寺紅葉誘客事業	長浜観光協会	当該施策の効果が将来に及ぶ
		観音の里誘客事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		伝統的建造物群選定推進事業(木之本宿)	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		伝統的建造物群選定推進事業(菅並)	市	当該施策の効果が将来に及ぶ

(4)産業振興促進事項

(i)産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
虎姫地域、木之本地域、 余呉地域、西浅井地域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月 31 日	

(ii)当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、対策及び事業計画のとおり。

また、産業振興については、滋賀県や隣接県、周辺市町村、各種活動団体との連携に努め、施策を振興する。

(5)公共施設等総合管理計画との整合

○施設類型ごとの管理に関する基本方針（総合管理計画より抜粋）

1)スポーツ・レクリエーション系施設

①レクリエーション・観光施設

- ・民営化が可能な施設については、譲渡・貸付等の手法により、民営化を進めます。
- ・施設利用者の増加に努めつつ、より効率的、効果的な施設運営を図ります。

2)産業系施設

①産業系施設(その他産業系施設)

- ・民営化が可能な施設については、譲渡・貸付等の手法により、民営化を進めます。
- ・利用実態等を踏まえて、今後の施設のあり方を検討します。

本計画においては、上記の基本方針との整合を図りつつ、公共建築物の適正配置を進める。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

人口減少や少子・高齢化の急激な進展や市民ニーズの多様化などにより、自治会などのコミュニティ機能が低下している。このような背景のなか、従来の行政運営手法では、地域社会の変化に対応できる公共サービスを提供していくことが難しくなっており、これまでの制度や仕組み、価値観では対応できない現状にあると言える。

こうした状況を解決していくための手法の一つとして、急速に進展するデジタル技術の活用が挙げられる。特に、人口減少や少子・高齢化の進展が著しい地域に対しては、人材不足や高齢者へのケアなどの課題が多く、速やかな解決を図る必要がある。

(2) その対策

情報通信機器等の整備や各種デジタル技術の活用を通じ、地域情報の発信の拡大、地域におけるコミュニケーションの活性化、各種行政サービスの利用の円滑化を図る。

また、あらゆる組織や人が連携・協働して創発するデジタル技術を取り入れた新しいサービスなどの展開を図り、防災・医療・教育等の各分野において、地域の社会課題の解決に取り組む。

なお、これらの取組において、すべての住民が利益を享受できるよう、デジタル・デバйд対策が重要であり、講習会の開催やデジタル機器の利用支援など、きめ細やかなサポートを行う。

(3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等 情報化のための施設 告知放送施設	告知放送設備維持活用事業	市	
	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 デジタル技術活用	地域デジタル化推進事業	市・活動団体	当該施策の効果が将来に及ぶ

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

【国・県道】

本地域の中央部を南北に北陸自動車道、国道8号が縦走し、これらと平行して国道365号が縦貫し、地域を東西に横断するように国道303号が通っている。これらの国道が地域の主要幹線であり、これまでも継続して改良事業が実施されてきたが、国道365号の余呉町中河内地先に一部未改良区間が残り、改良完成が待たれる状況となっている。また県道川合千田線及び中河内木之本線の改良も進められ、本地域内の道路網は着実に整備されてきた。今後は、災害や雪に強い道路のネットワークを構築し、地域の安全・安心な暮らしを確保するためにも、特に地域間の東西交通を補完する県道杉本余呉線、西浅井余呉線及び東野虎姫線の早期整備が必要である。地域外への連絡は、国道8号、303号、365号、及び県道敦賀柳ヶ瀬線であり、今後も周辺地域を結ぶ広域基幹道路と住民の生活道路の両機能があるために、隣接自治体と連携しながら、道路整備を進める必要がある。また、災害や大雨による幹線道路の通行不能や、冬期における凍結、雪崩、積雪による交通障害があり、これらへの対策も重要である。

【市道】

地域内の市道については、国・県道を補完する幹線道路としての1・2級市道が80kmあり、地域の生活道路として利用されている「その他」の路線が242kmある。これらの整備については、一部改修の必要な路線が残り、引き続き道路改良事業に取り組んでいく必要がある。市道の雪寒対策については、一部に散水消雪装置が整備されているものの、地域により整備率に差があり、計画的にかつ均衡が図れるように整備する必要がある。また、幹線道路を中心に機械除雪を行っているが、それ以外の集落内等の道路除雪は地域住民の主体的な作業に委ねられている。

【林道】

林業の振興のため、これまで計画的に林道整備を行ってきたが、材木搬出に係るコスト低減などのためには、老朽化した林道の改築や林道を補完する作業道についても、適切に整備を促進する必要がある。また、森林の多面的利用のニーズが高まりつつあり、地域振興のための林道の必要性も高まっている。

【鉄道】

鉄道は、JR北陸本線と湖西線が通過している。運行本数の維持及び利便性の向上が実現されるよう、地元利用の啓発とともに、観光キャンペーンをはじめとする鉄道利用促進事業に取り組んでいる。

直流化開業と合わせて駅舎や駅前の整備事業を実施した駅もあるが、駅へのアクセス道路の改善や、駅前バスロータリー及び駐車場の散水消雪装置整備など、課題も多くある。

【路線バス】

(余呉地域)

市の補助を受けて余呉バスが柳ヶ瀬線、丹生線、片岡西線を運行している。これらは余呉地域と木之本地域を繋ぐ接続路線として重要な役割を担っている。総合病院、駅、商業施設から離れた地域に住む住民も、これらの路線バスを利用して鉄道利用、買い物、通院が可能である。

(西浅井地域)

市の補助を受けて湖国バスが深坂線を運行し、市が西浅井おでかけワゴンを運行している。深坂線は西浅井地域と木之本地域を繋ぐ接続路線として、西浅井おでかけワゴンは西浅井地域内を繋ぐ公共交通として重要な役割を担っている。

(木之本地域)

市の補助を受けて湖国バスが木之本米原線、金居原線、深坂線を運行している。また、市の補助を受けて伊香交通が木之本デマンドタクシーを運行している。木之本米原線および深坂線は木之本地域と長浜市街地、米原市および西浅井地域とを繋ぐ接続路線として、金居原線および木之本デマンドタクシーは木之本地域内を繋ぐ公共交通として重要な役割を担っている。

(虎姫地域)

市の補助を受けて湖国バスがびわ虎姫線、木之本米原線を運行している。これらの路線バスは、虎姫

地域とびわ地域、長浜市街地、米原市とを繋ぐ接続路線として重要な役割を担っている。

バス運行は、地域で暮らす住民にとっては通勤・通学をはじめ、医療機関への通院や日常生活用品の買い物など、生活していくうえで不可欠なものであるが、路線の維持確保に必要となる車両の更新や慢性的な営業欠損に対する行政支援は財政的にも大きな負担となっている。

(2)その対策

【国・県道】

道路整備は、過疎地に暮らす住民にとって最も重要な問題であり、国・県道の未改良部分の整備及び通学道路を中心とした歩道の設置について重点的に要望を行っていく。丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備実施計画により改良等がなされている県道中河内木之本線については、木之本方面から余呉町菅並までの整備が完了しているが、生活道路として非常に重要な路線であるため、今後も散水消雪装置の設置など、必要な整備が計画的に実施されるよう働きかける。また、東野虎姫線についても、通学・通勤の安全性向上と災害時における避難経路としての早期整備を働きかける。

【市道】

市道については、「長浜市道づくり計画(平成 25 年度)」を踏まえ、道路整備の優先性を定めた「長浜市道路整備アクションプログラム 2020(令和2年度)」に基づき、これに地域や路線ごとの諸条件を考慮し整備を進める。また、インフラ長寿命化基本計画における点検結果に基づく計画的な修繕・更新を実施するほか、安全確保のための道路維持補修・改良を実施し、信頼性の高い道づくりを進める。

雪寒対策については、「長浜市道路雪寒対策基本計画(令和元年度)」に基づき、散水消雪装置などの消雪設備の改修及び整備を行うとともに、大型機械の導入や除雪出動体制の強化によって、交通途絶を防止し、地域住民の移動を確保する。また、歩道や地域内生活道路の除雪については、市民協働によって除雪を進める必要があり、地域住民による除雪体制の構築や小型機械の整備促進を図る。

【林道】

林道については、木材生産や森林の保全活動、森林レクリエーションの振興等に必要なことから、自然環境の保全に十分に配慮して整備を進める。

【鉄道】

JR北陸本線の直流化によって鉄道の利便性は向上したが、今後もこれを維持するために、滋賀県や他の自治体との連携のもとに、地域住民の鉄道利用促進対策事業を推進するとともに、鉄道事業者と協調しながら、鉄道を利用した観光誘客事業にも取り組む。

合わせて、駅を核とした公共交通ネットワークを充実する。

【路線バス】

地域内での運行はもとより、地域外への路線も、通学や通院、買い物などの日常生活に欠かせないものとなっている。定住促進を図るためにも、住民ニーズに対応したバス路線維持確保への支援や取組を行う。また今後、高齢により運転ができなくなる住民が増加することから、交通弱者の移動手段確保の観点からも公共交通の利用を積極的に推奨していく。

(3)事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	木之本宿まちなみ再生事業	市	
		消雪施設整備改良事業	市	
		市道維持補修・改良事業	市	
	橋りょう	橋梁長寿命化事業	市	
	その他	雪寒基地整備事業	市	
	(3)林道	林道七々頭ヶ岳線舗装整備事業	市	

		林道維持補修事業	市	
(5)鉄道施設等 鉄道施設		鉄道駅施設整備事業	市	
(6)自動車等 自動車		除雪車両整備事業	市	
		路線バス車両整備補助事業	交通事業者・市	
(9)過疎地域自立促進特別事業 公共交通		除雪対策車両等整備補助事業	自治会	当該施策の効果が将来に及ぶ
		公共交通確保対策事業	交通事業者	当該施策の効果が将来に及ぶ

(4)公共施設等総合管理計画との整合

○施設類型ごとの管理に関する基本方針（総合管理計画より抜粋）

1)行政系施設

①その他行政系施設

・消防団車庫・屯所、雪寒基地、防災倉庫等については、適切な維持管理に努めます。

2)都市基盤施設

①駐車場・駐輪場

・施設の有料化について検討し、有効な場合は施設の有料化を行います。

・駅関連施設の管理運営の方法と調整しつつ指定管理者制度を導入することで、より効率的・効果的な施設運営を行います。

②その他都市基盤施設（駅関連施設）

・管理運営のあり方について鉄道事業者と協議を行い、鉄道利用者の利便性の向上を図ります。

・自動券売機の導入による業務の効率化のほか、券売業務や開館時間などの管理運営の平準化を進めることにより、経費の節減を図ります。

3)インフラ資産

①道路

・落石や法面崩壊など、道路交通に支障を及ぼすおそれがあり、危険と判断された箇所については計画的な維持補修を実施するなど、災害の未然防止と道路の安全性確保に努めます。

・施設や材料の特性などに応じて最適な維持管理手法を選択するアセットマネジメントの手法を導入することにより、道路構造物の維持管理コストの縮減・平準化を図りながら、道路の安全性・信頼性の確保に努めます。

・今後整備が必要となる道路については、道路整備による効果が大きい路線を優先的に整備することを基本として、整備の実現性を加味したランク分けを行った上で、財政状況・将来投資見込額との整合性を取りながら整備の優先順位を定めます。

②橋りょう

・各橋りょうの利用状況や劣化・損傷状況、緊急度等の評価結果に基づき作成した橋梁長寿命化修繕計画に沿って、計画的かつ予防的な修繕対策を徹底することにより、全体的な事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、長期的なライフサイクルコストの縮減を図ります。

本計画においては、上記の基本方針との整合を図りつつ、公共建築物の適正配置及びインフラ資産の更新費用の縮減と平準化を進める。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

【水道施設】

水道施設については、長浜市地域水道ビジョンに基づき、平成 27 年度に上水道、及び平成 29 年度に簡易水道を長浜水道企業団へ移管し、広域化による効率的な維持管理に努めているが、施設の老朽化の進行により、水の安定供給や施設の維持管理に支障が出てきているため施設の更新を行う必要がある。

【下水処理施設】

公共下水道事業は、平成 2 年に虎姫処理区平成 3 年に木之本処理区の事業認可を受け、概ね下水道整備は完了しているが、今後はストックマネジメント計画に基づく施設の長寿命化対策が必要となる。また、農業集落排水事業は、昭和 59 年から整備に取り組み、全集落の施設整備は完了しているが、施設の老朽化及び維持管理コストへの対策を講じていく必要がある。

【廃棄物処理施設】

伊香クリーンプラザは、破碎選別・資源化施設として稼働しており、施設定期整備の中で、設備更新を行い安定処理を維持している。

余呉一般廃棄物最終処分場は、昭和 61 年から 35 年間の計画で、長浜市余呉町中河内地先に埋立処分場（一般廃棄物処理場）が建設された。現在は、湖北広域行政事務センターの伊香クリーンプラザに搬入された不燃ごみの残渣処分が行われている。

近年はごみの多様化により、処理も複雑化してきており、その処理に要する経費も増嵩してきている。

【消防施設】

本地域の防災は、常備消防の湖北地域消防本部と非常備消防である消防団、自主防災組織の連携によって支えられてきた。しかし、余呉地域と今回指定を受けた木之本地域、西浅井地域を管区とする伊香分署は、昭和 47 年に建築され、老朽化が著しく耐震化も未実施のため、大規模災害時の持続的な消防機能の確保や消防拠点としての機能が果たせない可能性が高い。また、高齢化に伴って出動回数が増加するなど、抜本的な消防体制の充実強化が求められている。

消防水利は、河川水等からの自然水利に依存しており、水利に乏しい地域事情を改善していく必要がある。

【公営住宅等】

本市の公営住宅等については、半数以上が 1970 年代までに建設されたもので、老朽化が進み、耐用年数を経過した住宅が増加している。そのため、入居者の安全確保から募集を停止せざるを得ない状況で、効果的な長寿命化を図り、効率的にストックを確保することが必要である。

(2) その対策

【水道施設】

水道施設については、長浜水道企業団において、広域化による効率的な運用を図り、老朽施設の改修や管路更新等、合理的な維持管理と安全な水道水の安定供給に向けた施設強化を図る。

【下水処理施設】

老朽化が進む農業集落排水処理施設の改築更新には、多大な再投資が必要なことから、余呉地域の一部を公共下水道計画区域に編入し、流域下水道への接続整備を行う。また、西浅井地域の農業集落排水施設の統廃合整備を行い、維持管理の効率化と管理コスト削減に努める。

【廃棄物処理施設】

廃棄物対策については、湖北広域行政事務センターでの適正処理に努め、ごみの減量化、リサイクル運動、環境美化啓発等の推進を図る。一般廃棄物最終処分場については、適正に維持管理し、ごみの排出量と埋立容量の推移に応じて必要な整備を行う。

【消防施設】

過疎地域を主な管区とする伊香分署の庁舎問題を早急に解決するため、全面的な施設改修を行い、将来を見据えた持続可能な消防体制を構築するため、基本設計に着手する。

初期消火体制の充実を図るため、計画的に適正な箇所への耐震性貯水槽の設置に努める。また、消防ポンプ自動車などの消防施設及び機械器具の更新・充実を図ることによって、消防団の消火能力の強化を図る。さらに、地域住民や消防団員による初期消火等の防災・減災活動が迅速に行われるよう、自主防災組織等の資機材の充実を図ると共に、消防団へ配備する消防ポンプ自動車や機械器具などの消防設備の更新・充実を図る。

【公営住宅等】

公営住宅の適切な維持管理と、入居者に対し快適な住まいの提供を図る。

(3)事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 上水道	水道施設整備事業	長浜水道企業団	
	簡易水道	水道施設整備事業	長浜水道企業団	
	(2)下水処理施設 公共下水道	流域下水道接続事業 ストックマネジメント事業	市	
	農村集落排水施設	農業集落排水処理施設統廃合事業、 ストックマネジメント事業	市	
	その他	雨水幹線事業	市	
	(5)消防施設	長浜消防署伊香分署施設整備事業	湖北地域消防組合	
		消防ポンプ自動車等整備事業	市	
		耐震性貯水槽整備事業	市	
		消防団拠点施設整備事業	市	
	(6) 公営住宅	市営住宅維持改修事業	市	
	(7)過疎地域 持続的発展 特別事業 環境	廃棄物処分場運営整備事業	湖北広域行政事務センター	当該施策の効果が将来に及ぶ
	防災・防犯	自主防災活動組織補助事業	自治会等	当該施策の効果が将来に及ぶ
	(8)その他	普通河川排水路改修	市	当該施策の効果が将来に及ぶ

(4)公共施設等総合管理計画との整合

○施設類型ごとの管理に関する基本方針（総合管理計画より抜粋）

1)行政系施設

①その他行政系施設

・消防団車庫・屯所、雪寒基地、防災倉庫等については、適切な維持管理に努めます。

2)公営住宅

②市営住宅(市営住宅等)

・耐用年数を迎える住棟は、基本的に用途廃止をゼロベースで検討します。

・市営住宅は、現況入居者の権利保全と住宅セーフティネットの中核を担うことを念頭に、適正な管理戸数の維持・確保を目指します。

・特定公共賃貸住宅は、土地所有者の意向を尊重しながら、現住宅の対応を検討します。

- ・借り上げ住宅制度について、検討を進めます。

3)インフラ資産

①下水道施設

- ・農業集落排水施設は、事業集約による効率化と削減を図るため、公共下水道区域内は流域下水道への接続によるコスト削減を、公共下水道区域外は農業集落排水施設間の統廃合によるコスト削減を図ります。
- ・マンホールポンプ施設については、緊急通報システムの整備を行い、集約した管理体制による効率的な機能維持に努めます。
- ・ストックマネジメント計画に基づき、管路については令和 19 年以降の更新需要に備え、状態監視保全による劣化状況の把握に努め、マンホールポンプ施設は、時間計画保全による改築により長寿命化を図ります。

本計画においては、上記の基本方針との整合を図りつつ、公共建築物の適正配置及びインフラ資産の更新費用の縮減と平準化を進める。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1)現況と問題点

【子育て環境】

本市では、令和2年度から「第2期長浜市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、就学前教育・保育と放課後児童クラブの充実、安心して子育てできる環境づくり、子どもの育ちを応援する地域づくりなど、各種の子育て支援施策を推進している。

本地域においては、育児力の低下とともに、過疎化、少子化の進行による近所の友達や学校の仲間、異なる世代の人との交流の機会などの減少が懸念され、コミュニケーション不足から、子育てに不安を抱える親の増加が見られる。このため、妊娠期から出産、さらに子育てに至るまでの一貫した少子化対策・子育て支援を推進していく必要がある。また、女性の社会進出や核家族化の進行等を背景として、家庭で養育できない保護者は、身近な地域での教育・保育施設を利用したいという強いニーズがあり、継続した保育サービスの提供と子育て環境の充実が求められている。

【高齢者等福祉の環境】

本地域の高齢化率は、令和2年に虎姫地域で 32.7%、木之本地域で 37.2%、余呉地域で 42.1%、西浅井地域で 37.0%となっており、全国平均、滋賀県平均をとともに大きく上回っている状況にある。特に、ひとり暮らしや後期高齢者の割合が高いため、介護を必要とする高齢者の安心確保への対策が必要となっており、認知症グループホームをはじめ各種保健福祉サービスの整備を行ってきた。

現在、余呉福祉ステーション等を拠点とする介護保険サービス事業に加えて、高齢者等の健康増進や介護予防など様々な健康福祉対策の事業を行っているが、広範な地域に集落が点在し、健診などの会場や医療機関まで相当の距離があることから、サービス内容の充実や移動を含むきめ細やかな対応が要求されている。また、高齢者の生きがい対策として積極的な社会参加を促し、豊かな経験と知識が活かせる機会を提供していく必要がある。

(2)その対策

【子育て環境】

「第2期長浜市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、次代を担う児童が、心身ともに健やかに育成されるよう、保育サービスや放課後児童クラブの充実等、安心して子どもを育てられる環境づくりを進め、家庭や地域、行政が一体となった地域活動を展開する。また、子育て家庭が地域社会において孤立しないよう、家庭や地域、学校、子育て支援センター、認定こども園等がそれぞれの機能を発揮するとともに、連携を強化し、身近な地域における子育て支援サービスの充実を図る。並びに若い世代が結婚し、子どもを安心して産み育てる環境を整え、妊

娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行う。

さらに、関係団体と連携しながら、子育てサークルの育成、住民協力による育児相談、児童虐待防止ネットワークの整備、認定こども園送迎バスの継続した運行による遠距離通園者への対応など、地域の子育て環境の整備を図る。

【高齢者等福祉の環境】

市の健康福祉関係諸計画に基づいて、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護、医療、予防、生活支援、住まいが包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を構築し、市民に身近な相談窓口として地域包括支援センターを充実するとともに利用者ニーズに対応した保健福祉施策や介護サービスの拡充を図る。

また、高齢者やしょうがい者（児）対策の一環として、必要に応じて入所施設やグループホーム等の福祉施設の整備を行うとともに、地域福祉を担う人材の確保に努め、定着・育成を図る。

本地域の既存のデイサービスセンターや、長浜市立湖北病院（以下「湖北病院」と表示）に併設される老人保健施設等の施設については、広域的な利用者ニーズを踏まえ、効果的な利活用が図れる施設づくりに努める。

本地域では元気な高齢者も多く、特に第一次産業においては中心的な役割を担っているが、こうした人々が地域の担い手でもあることから、今までの経験と技術が活かされるよう、シルバー人材センターへの登録や、地域づくりへの参画を促すなど、地域の特性を生かした生きがいの場の確保に努め、豊かな生活環境づくりを推進する。一方で、一人暮らしの高齢者も多いことから、地域で展開されるサロン活動など通いの場を充実させることで、地域における居場所の確保や生活支援を進める。

とりわけ、高齢化が著しく進んでいる小規模集落や豪雪地帯といった地理的条件不利が顕著な集落においては、安心安全な生活を維持するために必要となる買い物支援事業や地域除雪事業などの取組については重点的な支援を図る。

(3)事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2) 認定こども園	認定こども園通園バス整備事業	市	
		認定こども園施設改修事業	市	
	(3) 高齢者福祉施設 老人福祉センター	やまなみプラザ改修事業	市	
		西浅井福祉ステーション改修事業	市	
		木之本福祉ステーション改修事業	市	
		虎姫デイサービスセンター改修事業	市	
	(4) 介護老人保健施設	老人保健施設整備事業	市	
		老人保健施設設備整備事業	市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	放課後児童クラブ開設事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		未就園児広場実施事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
	高齢者・障害者福祉	しょうがい者福祉相談支援センター運営事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		地域包括支援センター運営事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		日常生活支援事業	市・活動団体	当該施策の効果が将来に及ぶ
		訪問等介護サービス確保対策事業	訪問サービス等事業者	当該施策の効果が将来に及ぶ

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

○施設類型ごとの管理に関する基本方針（総合管理計画より抜粋）

1) 福祉系施設

①子育て支援施設（認定こども園）

- ・施設の計画的な予防保全による維持管理経費の縮減や財政負担の平準化を図ることを目的とした「学校施設等長寿命化計画」を令和2年度中に策定します。
- ・就学前教育の推進という目的に照らして、国の動向や地域の実情を踏まえつつ、認定こども園の普及を図ります。
- ・民間保育所の誘致を行い、待機児童の解消を図るとともに、公立保育所については、適正配置を進めます。

②保健・福祉施設（高齢者福祉施設）

- ・デイサービスセンターについては、民間で同種のサービスが提供されていることから、行政が担う施設サービスの範囲を見極めつつ、今後のあり方を検討します。
- ・高齢者福祉センターについては、経費の節減やより効率的、効果的な施設運営を前提としつつ、高齢者福祉の増進やボランティア活動の支援等を行うため、市の保健福祉事業の実施状況等を踏まえ、機能の統合を進めます。

本計画においては、上記の基本方針との整合を図りつつ、公共建築物の適正配置を進める。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

北部地域で唯一の病院として、木之本地域に長浜市立湖北病院がある。湖北病院は、県のへき地医療拠点病院の指定を受け、無医地区等への巡回診療の実施や、へき地診療所への代診医の派遣、医療従事者の研修などを実施している。

巡回診療は、余呉地域で中河内および菅並、木之本地域では金居原および杉野で行っている。また、湖北病院は同一建物に介護老人保健施設を有し、更には、地域包括支援センターを設置して高齢者に対する保健、医療、福祉、介護が一体となった地域包括ケアの取組を行っている。

へき地診療所は、余呉地域では中之郷診療所、今市出張診療所、上丹生出張診療所の運営を行っている。また、西浅井地域では、にしあざい診療所と塩津出張診療所、菅浦出張診療所があり、いずれも地域医療振興協会が指定管理者として運営を行っている。

歯科診療所は、余呉地域で国民健康保険直営診療所として中之郷歯科診療所がある。

湖北病院では医師の確保が厳しい状況が続いており、へき地診療所への巡回診療や代診医の派遣が困難な状況にある。また、へき地においては、救急医療体制の確保が重要であり、湖北病院が対応しているが、地域の医師会や市立長浜病院、長浜赤十字病院と更なる連携が求められている。これに加えて地域内の開業医の高齢化が進んでおり、これらは過疎山間地域の医療確保にとって切実な問題となっている。

また、湖北病院は、本館が築後 38 年を経過し、施設面や機器類においても老朽化が進んでいる。

各診療所や出張診療所においても順次施設改修や機器類の更新を行っているが、高齢化の進展が顕著な地域であることから、利用者にやさしい施設としていくことが求められている。

健康づくりにおいては、地区の保健活動などにより住民の自主健康管理の意識を高めている。

(2) その対策

湖北病院は、地域の住民が安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉、介護サービスを総合的に提供する、地域包括ケアシステムの拠点として、その機能と役割を引き続き果たしていけるよう長浜市病院事業として市立長浜病院との連携を深めるとともに、へき地診療所や地域の医師会、長浜赤十字病院との連携を図る。

また、医師確保対策など必要な取組を病院事業や県、関係機関とともに行い、北部地域の医療提供体制の確保を図る。

病院施設については、医療と介護の連携などへき地医療拠点病院としての役割を果たせるよう、中期経営計画において検討を行い、施設や機器類の計画的な整備・更新を図る。

また、国民健康保険直営診療所においても、持続可能な診療体制の確保に向け、必要な施設整備および機器類の更新を行う。加えて医師確保につながる整備や施設のバリアフリー化を行う。

併せて、ICT 技術の活用を進めるとともに、地域づくり協議会などで地域住民に対し、日常生活を通じた健康づくり活動を推進していく。

(3)事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的发展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設 病院	病院施設整備事業	市	
		病院医療機器等整備事業	市	
		へき地出張診療所巡回診療車整備事業	市	
	診療所	診療所医療機器等整備事業	市	
		診療所施設整備事業	市	
	(3)過疎地域 持続的发展 特別事業 自治体病院	病院地域医療確保対策事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		医師確保対策事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		遠隔医療事業（オンライン診療、遠隔健康相談等の環境整備）	市	当該施策の効果が将来に及ぶ

(4)公共施設等総合管理計画との整合

○施設類型ごとの管理に関する基本方針（総合管理計画より抜粋）

1)企業会計施設

①病院施設等

・病院については、病院基本計画や病院事業改革プラン等に基づき、医療の質と患者サービスの向上を図るとともに、経営の効率化を進め、良質な医療の提供や持続可能な体制の整備に向けた検討を行います。

2)福祉系施設

①医療施設(診療所)

・医師確保の状況を見極めつつ、施設の利用実態、交通アクセス、民間も含めた周辺施設の状況、地域の実情等を考慮した管理運営体制としていきます。

本計画においては、上記の基本方針との整合を図りつつ、公共建築物の適正配置を進める。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

【学校教育施設】

本地域には小学校5校、中学校2校、義務教育学校2校が存在する。現在ここに1,192人の子供が通っているが、5年前(平成27年)と比べすでに232人減っており、今後もこの減少傾向は続く見込みである。

このような状況において、本市では学校適正配置方針に基づき、平成30年4月に余呉地域において小中学校の統合により滋賀県内初の施設一体型義務教育学校を開校、令和2年4月には木之本地域で杉野小中学校を木之本小・中学校に統合し、子どもたち一人ひとりが適正規模の集団の中で切磋琢磨しながら社会性を身に付けていける教育環境を整備してきた。また、同じく令和2年4月、虎姫地域において、認定こども園から高等学校までの保育・教育施設が並立する立地特性を生かすための、本市で2校目となる施設一体型義務教育学校を開校したところである。

こうした取組を進めながらも、なお木之本地域や西浅井地域には複式学級が存在する。加えて、数多くの教育施設の老朽化も進んでおり、子どもたちに質の高い学習環境を提供していくためには、指定区域においては学校の適正配置と計画的・効率的な施設整備の両面から、引き続き人口減少・過疎時代への対策を講じていかなければならない。

また、木之本・余呉・西浅井地域においては、かねてから通学範囲が広いため遠距離通学の児童生徒に対してスクールバスや通学交通費の助成を行っているが、適正配置が進めば必然的に通学距離も伸びるため、継続的な支援は今後必要となる。

【体育施設】

体育施設については、長浜伊香ツインアリーナをはじめとした4つの体育館、3つの運動場、雨天時・降雪時にも利用可能な余呉屋内グラウンド、西浅井いきいきホールが日常生活に密着したスポーツ活動に利用されている。また、本地域におけるスポーツイベントとして、余呉湖健康マラソン、奥びわ湖健康マラソンが開催されており、市内はもとより県外からも多くの参加がある。

【集会施設】

まちづくりセンターについては、各地域に設置し、住民の学習機会の確保と地域づくりの拠点施設としての機能を担っている。しかし、一部施設の老朽化や住民の利便性を考慮し、住民の学習機会の確保と地域づくりの拠点施設としての機能を充実していく必要がある。

また、木之本及び西浅井まちづくりセンター、余呉文化ホールのように、生涯学習関連施設が代用して、図書館機能を担っているところもある。

(2) その対策

【学校教育施設】

子どものための教育の質的充実、教育の機会均等及び水準確保における学校間格差の是正に向けて、地域の学校のあり方について協議する組織とともに、保護者や地域等の意向を十分に踏まえながら、学校の統合や小中一貫教育校の検証結果を踏まえた教育の充実・発展に向けた取組を推進する。

教育施設の老朽化に対しては、引き続き適切な維持管理や改修に努めつつ、令和3年1月に策定した学校施設等長寿命化計画に基づき、トータルコストの縮減や財政負担の平準化を図りながら、長寿命化改修を軸とした計画的・予防保全的な施設整備に取り組む。

遠距離通学の児童生徒に対する安全確保や支援策として、引き続きスクールバスの運行や通学扶助費の支給など、必要な通学対策を継続して実施する。

【体育施設】

体育施設は、現在設置されている施設の集約を図りながら長寿命化を進め、地域住民のスポーツ振興・健康増進への利用を促進する。また、これまで地域の実行委員会が主体となって実施されてきたマラソン事業等のスポーツイベントに対しては、積極的に協力・支援していくことで、地域の主体的な取組を促していく。

【集会施設】

生涯学習関連施設については、既存施設の整備改修等を計画的に実施し、地域の生涯学習・コミュニティ拠点の確保を図り、各施設の効果的な利活用を促進する。

未利用となっている公共施設については、解体及び利活用について検討する。

(3)事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	義務教育施設改修事業	市	
	屋内運動場	義務教育施設改修事業	市	
	屋外運動場	義務教育施設改修事業	市	
	水泳プール	義務教育施設改修事業	市	
	スクールバス・ポート	スクールバス整備・運行事業	市	
	(3)集会施設・体育施設等 集会施設	まちづくりセンター改修事業	市	
		地域コミュニティセンター整備事業	市	
	体育施設	スポーツ施設改修事業	市	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習・スポーツ	文化ホール運営事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		健康マラソン開催支援事業	実行委員会	当該施策の効果が将来に及ぶ
		総合型地域スポーツクラブ支援事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ

(4)公共施設等総合管理計画との整合

○施設類型ごとの管理に関する基本方針（総合管理計画より抜粋）

1)学校教育系施設

①小中学校

- ・施設の計画的な予防保全による維持管理経費の縮減や財政負担の平準化を図ることを目的とした「学校施設等長寿命化計画」を令和2年度中に策定します。
- ・子どものための教育の質的充実、教育の機会均等及び水準確保における学校間格差の是正に向けて、保護者や地域等の意向を十分に踏まえながら、学校の適正規模・適正配置について検討します。
- ・地域に開かれた学校づくりを進めるため、体育館などの学校施設の地域開放を進めます。

2)生涯学習系施設

①市民文化系施設

ア)まちづくり施設

- ・地域づくり協議会の活動拠点として、指定管理者制度の導入を含めた地域住民との協働・連携による管理運営を進めます。
- ・利用実態等を踏まえて、今後の施設のあり方を検討します。

イ)文化ホール

- ・各文化ホールのあり方に関する基本方針を策定します。

・長浜文化芸術会館及び浅井文化ホールについては、当面現状維持を基本とし、今後のあり方を検討します。

・びわ文化学習センター、虎姫文化ホール、湖北文化ホール、木之本スティックホール及び余呉文化ホールについては、地域のまちづくり施設とするなど、用途の見直しを行い、再編を検討します。

3) スポーツ・レクリエーション系施設

① スポーツ施設

・老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設の利用状況や市域全体のバランス、統合の可能性などを勘案し、再配置を行います。

・地元や特定団体が主たる利用者である施設や、再配置後の残された施設については、指定管理者制度の導入や無償貸付などの手法により、地元による管理運営を進めます。

4) 保健・福祉施設

① 地域総合センター

・施設の利用実態等を踏まえながら、施設の設置目的や管理運営方法等について検討を行います。

本計画においては、上記の基本方針との整合を図りつつ、公共建築物の適正配置を進める。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

一部集落においては、集落外への転居や高齢化等による労力不足や経済力不足などから、里道水路などの法定外公共物や自治会館（集会所）、草の根広場などの集落施設の適正な維持管理が行えないなど集落機能の維持が困難になりつつある。そのため、一定区域内で連たんする集落間の連携や、地域づくり協議会との連携により一部機能を補完・代替するなど地域の实情に合わせて集落機能の維持を図る必要がある。また一方で、集落の維持、活性化を図るためには、地域住民の自主的・主体的な活動を積極的に支援する仕組みづくりや、外部からの人材確保・派遣、集落支援員の配置または移住交流による地域活性化施策の推進も必要である。

(2) その対策

道路網などの生活環境の整備によって各地域ごとの条件不利の解消に努めるとともに、自治会館などの集落施設や法定外公共物の維持管理などの支援策の充実や、地域の若者の定住対策、U・I・Jターン等による移住交流や移住者向けの支援を推進する。

また、地域づくり協議会を中心として、地域住民、自治会、各種活動団体が協力して地域課題の解決にあたる取組を支援するとともに、集落間連携の促進や、地域おこし協力隊や集落支援員などの人的支援のための制度の積極的な活用により、持続可能な地域コミュニティの確立を促す。

さらに、地域住民や地域組織の活動の場、地域間交流や地域外との交流の場を創出するとともに、先進的な取組事例の情報を収集・提供し、各地域の特性に応じた地域づくりの取組を促進する。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業 集落整備	集落支援員事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		地域づくり協議会支援事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本市域には琵琶湖や山村地域の豊かな自然と、長い歴史の中で培われてきた有形無形の文化財が数多く存在する。こうした自然と地域文化は住民の生活の中で保存・継承されてきたが、高齢化や過疎化によりその維持が年を追うごとに難しくなっているのが現状である。

高齢化と後継者不足により、市域に点在する文化財の保全も困難になってきており、特に地域で行われてきた祭をはじめとする伝統的な行事が簡素化されることや、途絶えてしまうことが懸念される。また、同様に文化的景観として保全されるべき豊かな自然や町並みが失われ、史跡や名勝といった記念物も減失する恐れがある。

(2) その対策

地域文化の保存、継承のためには地域で文化財を守る体制を確立することが大切であり、保存団体の自立が必要となる。そのためには、高齢者や後継者である子どもたちの積極的な社会参加を促すことが必要である。また、地域の持つ文化的価値を住民を含め、広く周知することで地域住民の意識を高めていくことが重要になる。

そのためには地域の祭りの開催支援を行うことで、伝統文化の振興や継続の機運を高めていくこと、また、地域の拠点となる文化施設を適切に維持管理することや、今まで調査がされていなかった文化財について調査や整備を行い、保存活用計画を作成することで、歴史文化や文化財を核としたまちづくりにつなげていく体制をつくる。

(3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業 地域文化振興	拠点施設維持管理事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		観音文化振興事業	活動団体	当該施策の効果が将来に及ぶ
		菅浦湖岸集落と水辺空間保存整備	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		文化財総合調査事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ
		茶わん祭開催支援事業	活動団体	当該施策の効果が将来に及ぶ

12 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

技術革新・導入促進制度などによって普及が進みつつあり、地域での新たな産業や雇用機会の創出、地域活性化などの効果も考え合わせ、木質バイオマスや小水力発電、太陽光などを活用した環境負荷軽減に資する資源提供地域として、関連施設や企業の優先的立地も視野に入れる必要がある。

(2) その対策

森林資源をはじめとする地域特有の資源を有効活用するため、森林バイオマスの利活用の推進、蓄電システムや定置用燃料電池、水素エネルギーなどの新たなエネルギーシステムの普及・導入等を推進する。

事業活動や日常生活において設備機器などのさらなるエネルギー効率向上を図るとともに、できるだけ二酸化炭素を出さない移動手段の活用や資源の有効利用を通じて、より温室効果ガスの排出削減を図り、低炭素で快適なまちの構築に向けて市民・事業者・市が協働で取組を行う。

(3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー導入促進事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ

資料

事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分(再掲)

持続的発展施策 区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	UIJ ターン移住定住支援事業	市	移住者を増やし、その定着化を図ることは、過疎地域の持続的発展につながる
		北部地域の魅力発信事業	市	地域住民が主体となり、魅力の創出と情報を発信することは、将来的な地域のファンやリピーター等、交流人口や関係人口の増加につながる。
		森林マッチングセンター事業	市	林業をはじめとした農水産業の人材育成及び地域間の交流は、将来的な担い手の確保や移住・定住の促進につながる
		学校連携事業	市	地域の良さを知り、地域に貢献できる学生を育成することは、地域活性化につながる
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	耕作放棄地再生事業	農業者等	耕作放棄地の発生防止と解消を図ることは、限られた資源である農地の活用につながる
		鳥獣被害対策事業	市・自治会等	鳥獣害対策を実施し農水産業等に係る被害の防止を図ることは、農水産業の持続的な発展につながる
		スマート農業推進事業	市・活動団体	作業の省力化を図ることのできるスマート農業機械の実装は、農業の持続的な発展につながる
	商工業・6次産業化	企業立地等推進事業	企業	企業立地の推進は、将来にわたって雇用の創出や税収増加等につながる

		農林水産資源活用・流通拡大促進事業	市	地域内の農林水産資源の活用を支援することは、農林水産業並びに地域経済の持続的な発展につながる
		木之本宿まちなか再生事業	市	北国街道木之本宿において、地域の魅力を活かした交流事業の実施や空き家・空き店舗等利活用の促進は、持続的な住民の定住および移住につながる
	観光	北部地域観光誘客事業	市	北部地域での観光誘客事業は、地域振興に資することから、地域経済の持続的な発展につながる
		西浅井桜花見誘客事業	市	花見客の誘客や円滑な誘導を行うことで、地域振興及び来訪者の満足度向上につながる
		とらひめまつり誘客事業	活動団体	虎姫地域でイベントを開催することは、地域振興に資することから、地域経済の持続的な発展につながる
		木之本地域振興イベント事業	実行委員会	木之本地蔵大縁日等、市外からの観光客獲得は、商工観光振興、地域の活性化、地域経済の持続的な発展につながる
		余呉地域振興イベント事業	実行委員会	イベント開催により地元産の米・農産品・加工品をPRすることは、地域の活性化と産業の持続的な発展につながる

		西浅井地域振興イベント事業	実行委員会	イベント開催により地域の特産品販売や観光情報の発信をすることは、地域の活性化と産業の持続的な発展につながる
		鶏足寺紅葉誘客事業	長浜観光協会	鶏足寺紅葉への誘客と円滑な受け入れ態勢の構築をすることで、地域振興及び来訪者の満足度向上につながる
		観音の里誘客事業	市	観音文化を活かした誘客を行うことで、地域経済持続的な発展と文化の継承につながる
		伝統的建造物群選定推進事業（木之本宿）	市	木之本宿が伝統的建造物群に選定されることは、町なみの活用と持続的な地域の活性化につながる
		伝統的建造物群選定推進事業（菅並）	市	菅並の余呉型民家群が伝統的建造物群に選定されることは、交流人口の増加と将来的に移住者の増加につながる
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	地域デジタル化推進事業	市・活動団体	地域におけるデジタル化対策は、将来的な市民生活の利便性向上につながる
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域自立促進特別事業 公共交通	除雪対策車両等整備補助事業	自治会	集落組織の除雪手段の確保を図り、地域交通の利便性を向上させることは、将来的な住民の定住および移住につながる
		公共交通確保対策事業	交通事業者	地域公共交通を確保し利便性を向上させることは、将来的な住民の定住や移住につながる

5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 環境	廃棄物処分場運営整備事業	湖北広域行政事務センター	地域の環境保全等は、将来的な地域での快適な暮らしの確保につながる
	防災・防犯	自主防災活動組織補助事業	自治会等	自主防災組織に対し活動物資の整備補助を行うことは、持続可能な自主防災組織活動につながる
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	放課後児童クラブ開設事業	市	継続的な保護者の就労支援は将来的な住民の定住及び移住につながる
		未就園児広場実施事業	市	在宅育児世帯への支援による子育て環境の充実は将来的な住民の定住および移住につながる
	高齢者・障害者福祉	しょうがい者福祉相談支援センター運営事業	市	しょうがい者相談支援体制の整備は、住み慣れた地域におけるしょうがい当事者の持続的な自立した生活の実現につながる
		地域包括支援センター運営事業	市	高齢者の相談窓口として地域包括支援センターの充実を図ることは、住民の安心につながる
		日常生活支援事業	市・活動団体	高齢者の日常生活を支援することは、持続的な住民の定住につながる
		訪問等介護サービス確保対策事業	訪問サービス等事業者	介護サービスの提供を推進することは、持続的な住民の定住につながる
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	病院地域医療確保対策事業	市	地域の自治体病院の安定運営は、将来的な住民の定住につながる
		医師確保対策事業	市	へき地診療所への医師確保対策は、将来的な住民の定住につながる

		遠隔医療事業（オンライン診療、遠隔健康相談等の環境整備）	市	遠隔での診察や健康相談の環境整備は、将来的な住民の定住につながる
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習・スポーツ	文化ホール運営事業	市	各文化ホールの状況や地域性に応じた施設運用を進めることは、市民の文化芸術活動の振興につながる
		健康マラソン開催支援事業	実行委員会	地域住民や団体の協働による健康マラソンの開催は、持続的な地域の活性および交流人口の創出につながる
		総合型地域スポーツクラブ支援事業	市	各総合型地域スポーツクラブへの支援をすることは、持続的な生涯スポーツの振興につながる
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	集落支援員事業	市	集落への人的支援を行うことにより地域における課題発見と問題解決能力を高めることは、集落の持続的な発展の支援につながる
		地域づくり協議会支援事業	市	地域の課題解決、地域の特性をいかしたまちづくり活動等を支援することは、集落の持続的な発展の支援につながる
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	拠点施設維持管理事業	市	地域資料館の地元運営を支援することは、地域の歴史文化への継続的な理解と愛着、定住意識につながる
		観音文化振興事業	活動団体	地域住民が観音像を守り伝えることを支援することは、地域コミュニティの維持につながる

		菅浦湖岸集落と水辺空間保存整備	市	菅浦の景観を維持・修復することは、景観の活用と、持続的な集落の活性化につながる
		文化財総合調査事業	市	地域の祭礼や未知の建造物、美術工芸品などの調査を進めることは、文化財の保存・活用による地域活性化につながる
		茶わん祭開催支援事業	活動団体	茶わん祭を開催することは、地域の活性化とともに持続的な地域づくりにつながる
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー導入促進事業	市	太陽光発電、蓄電池等の再生可能エネルギー利用の推進は、将来的な温室効果ガス排出削減につながる

高月福祉ステーションの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

長浜市長 藤井 勇治

- 1 公の施設の名称
高月福祉ステーション
- 2 指定管理者の名称等
長浜市湖北町速水2745番地
社会福祉法人長浜市社会福祉協議会
会長 平井 和子
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

木之本福祉ステーションの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

長浜市長 藤井 勇治

- 1 公の施設の名称
木之本福祉ステーション
- 2 指定管理者の名称等
長浜市湖北町速水2745番地
社会福祉法人長浜市社会福祉協議会
会長 平井 和子
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

長浜市曳山博物館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

長浜市長 藤井 勇治

- 1 公の施設の名称
長浜市曳山博物館
- 2 指定管理者の名称等
長浜市元浜町14番8号
公益財団法人長浜曳山文化協会
理事長 大塚 敬一郎
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

小谷城戦国歴史資料館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

長浜市長 藤井 勇治

- 1 公の施設の名称
小谷城戦国歴史資料館
- 2 指定管理者の名称等
長浜市小谷郡上町139番地
小谷城址保勝会
会長 中川 隆司
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

木之本スポーツ広場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

長浜市長 藤井 勇治

- 1 公の施設の名称
木之本スポーツ広場
- 2 指定管理者の名称等
長浜市地福寺町4番36号
公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団
理事長 堀川 佳孝
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

大見いこいの広場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

長浜市長 藤井 勇治

- 1 公の施設の名称
大見いこいの広場
- 2 指定管理者の名称等
長浜市木之本町木之本1757番地2
株式会社ふるさと夢公社きのもと
代表取締役 岩根 博之
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

長浜バイオインキュベーションセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

長浜市長 藤井 勇治

- 1 公の施設の名称
長浜バイオインキュベーションセンター
- 2 指定管理者の名称等
長浜市田村町1281番地8
一般社団法人バイオビジネス創出研究会
代表理事 大塚 良彦
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

長浜勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

長浜市長 藤井 勇治

- 1 公の施設の名称
長浜勤労者総合福祉センター
- 2 指定管理者の名称等
長浜市余呉町中之郷250番地
株式会社ロハス長浜
代表取締役 前川 和彦
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

田根まちづくりセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

長浜市長 藤井 勇治

- 1 公の施設の名称
田根まちづくりセンター
- 2 指定管理者の名称等
長浜市高畑町316番地1
田根地区・地域づくり協議会
会長 中居 康幸
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

びわまちづくりセンター等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

長浜市長 藤井 勇治

- 1 公の施設の名称
びわまちづくりセンター
あじさいホール
びわ屋外運動場照明施設（びわ南小）
- 2 指定管理者の名称等
長浜市難波町448番地
びわ地域づくり協議会
会長 真壁 栄禧
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

北郷里まちづくりセンター等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

長浜市長 藤井 勇治

- 1 公の施設の名称
北郷里まちづくりセンター
東上坂山村広場
- 2 指定管理者の名称等
長浜市東上坂町976番地7
北郷里連合地域づくり協議会
会長 川筋 勇次
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

神田まちづくりセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

長浜市長 藤井 勇治

- 1 公の施設の名称
神田まちづくりセンター
- 2 指定管理者の名称等
長浜市加田町2727番地
神田地区まちづくり協議会
会長 谷村 克己
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

六荘まちづくりセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

長浜市長 藤井 勇治

- 1 公の施設の名称
六荘まちづくりセンター
- 2 指定管理者の名称等
長浜市勝町490番地
六荘地区地域づくり協議会
会長 中尾 元重
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

余呉まちづくりセンター等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

長浜市長 藤井 勇治

- 1 公の施設の名称
余呉まちづくりセンター
余呉屋内グラウンド
- 2 指定管理者の名称等
長浜市余呉町中之郷1117番地1
余呉地域づくり協議会
会長 是洞 尚武
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

西浅井まちづくりセンター等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

長浜市長 藤井 勇治

1 公の施設の名称

西浅井まちづくりセンター
西浅井運動広場運動場
西浅井運動広場テニスコート
西浅井運動広場グラウンドゴルフ場
西浅井運動広場体育館
西浅井いきいきホール

2 指定管理者の名称等

長浜市西浅井町大浦2590番地
西浅井地区地域づくり協議会
会長 山口 正之

3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

慶雲館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

長浜市長 藤井 勇治

1 公の施設の名称

慶雲館本館
慶雲館庭園
慶雲館茶室
梅の館

2 指定管理者の名称等

長浜市北船町3番24号 えきまちテラス長浜
公益社団法人長浜観光協会
会長 岸本 一郎

3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

長浜市地域福祉センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

長浜市長 藤井 勇治

- 1 公の施設の名称
長浜市地域福祉センター
- 2 指定管理者の名称等
長浜市湖北町速水2745番地
社会福祉法人長浜市社会福祉協議会
会長 平井 和子
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和14年3月31日まで

長浜文化芸術会館及び浅井文化ホールの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

長浜市長 藤井 勇治

- 1 公の施設の名称
長浜文化芸術会館
浅井文化ホール
- 2 指定管理者の名称等
長浜市地福寺町4番36号
公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団
理事長 堀川 佳孝
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

木之本スティックホールの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

長浜市長 藤井 勇治

- 1 公の施設の名称
木之本スティックホール
- 2 指定管理者の名称等
長浜市地福寺町4番36号
公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団
理事長 堀川 佳孝
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

財産の譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、次のとおり財産を無償譲渡することにつき、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

長浜市長 藤井 勇治

1 譲渡の相手方

長浜市郷野町254番地
認可地縁団体 郷野町自治会
代表者 岡本 雅司

2 譲渡する財産の表示

土地

所在	長浜市郷野町字前畑254番
地目	畑
面積	244.0㎡

所在	長浜市郷野町字前畑255番
地目	畑
面積	224.0㎡

建物

所在	長浜市郷野町字前畑254番、255番
種類	老人福祉センター
構造	鉄筋コンクリート造 平屋建
床面積	203.1㎡

3 譲渡の目的

郷野町自治会がコミュニティ施設の用に供するため

財産の譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、次のとおり財産を無償譲渡することにつき、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

長浜市長 藤井 勇治

1 譲渡の相手方

長浜市西浅井町沓掛603番地5 沓掛会館
認可地縁団体 沓掛自治会
代表者 久保 一志

2 譲渡する財産の表示

土地
所在 長浜市西浅井町沓掛字金具曾1329番1
地目 山林
面積 260,630㎡

3 譲渡の目的

所有権保存登記している財産を沓掛自治会に引き継ぐため

財産の処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び長浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年長浜市条例第 54 号）第 3 条の規定に基づき、次の財産を売却処分することにつき、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 29 日提出

長浜市長 藤井 勇治

- 1 処分の相手方
滋賀県知事 三日月 大造
- 2 財産の種類及び数量
種類 消雪施設
数量 一式
- 3 財産の所在
長浜市大路町地先
- 4 処分の対価
63,022,190 円